

第3次広島県地球温暖化防止地域計画

(素案)

令和3年〇月

広島県

目次

序章	はじめに	1
第1節	地球温暖化問題について	1
第2節	地球温暖化対策に係るこれまでの動向	7
第1章	基本的事項	10
第1節	策定の趣旨	10
第2節	計画の位置付け	10
第3節	計画期間	11
第4節	対象とする温室効果ガス	12
第2章	現状と課題	13
第1節	これまでの取組	13
第2節	温室効果ガス排出の現状	17
第3節	2次計画の目標に対する振り返り	20
第4節	今後の課題	27
第5節	社会情勢の変化	31
第3章	目指す姿と削減目標	33
第1節	30年後に目指す姿 ～「ネット・ゼロカーボン社会」の実現～	33
第2節	10年後に目指す姿	34
第3節	目標設定の考え方	35
第4節	削減目標	36
第4章	施策の体系及び取組内容	39
第1節	基本的な考え方	39
第2節	本計画における新たな視点・ポイント	39
第3節	施策体系	41
第4節	施策の展開	42
1	省エネルギー対策等の推進	42
2	再生可能エネルギーの導入促進	49
3	カーボンサイクルの推進	51
4	気候変動を見据えた適応策の推進	55
5	基盤づくりの促進	60
第5章	計画の推進	63
第1節	各主体の役割	63
第2節	計画の推進体制と進行管理	66
参考資料		68
1	成果指標・参考指標の一覧	68
2	施策体系ごとの実施施策とSDGsの対応表	70
3	温室効果ガスの推計方法	71
4	用語解説	76
5	策定経緯	調整中

序章 はじめに

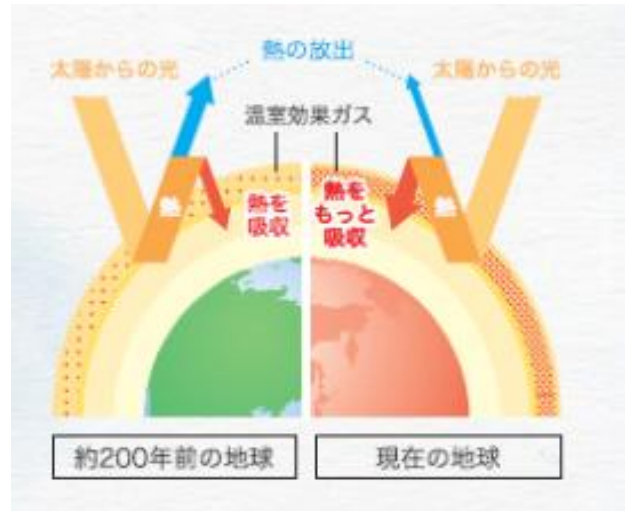
第1節 地球温暖化問題について

1 温暖化の仕組み

地球を包む大気に含まれる二酸化炭素などの温室効果ガス¹は、太陽からの光を受けて、地表面から放出されるエネルギーの一部を吸収します。こうして大気が暖められることにより、地球の平均気温は、約15℃と住みやすい温度に保たれています。

しかし、産業革命以降、人間が化石燃料²を大量に使ってきたことで二酸化炭素等の濃度が増えて、温室効果が強くなり、地球の気温が上がっています。

図表 1-1 温暖化の原因となる温室効果ガス

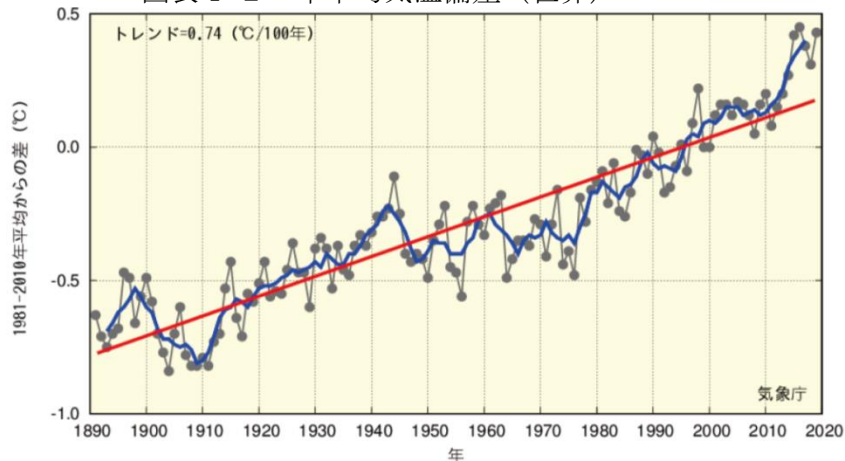


出典：広島県「家庭から考える温暖化のこと」

2 温暖化の現状

世界の年平均気温は、「気候変動監視レポート2019，気象庁」によると、様々な変動を繰り返しながら、長期的に100年あたり0.74℃の割合で上昇しています。

図表 1-2 年平均気温偏差（世界）



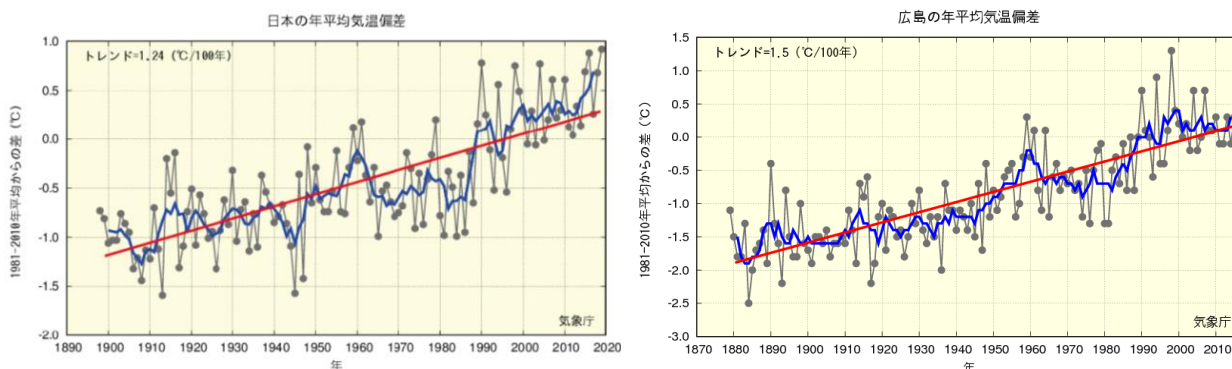
注) 細線 (黒) は各年の基準値からの偏差を示している。太線 (青) は偏差の5年移動平均値，直線 (赤) は長期変化傾向 (この期間の平均的な変化傾向) を示している。基準値は昭和56 (1981)～平成22 (2010) 年の30年平均値。

出典：気候変動監視レポート2019，気象庁

- 1 温室効果ガス：大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。京都議定書による第二約束期間 (2013 (平成25)～2020 (令和2) 年) から追加された三フッ化窒素のほか、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の7物質が温室効果ガスとして排出削減対象となっている。
- 2 化石燃料：動物や植物の死骸が地中に堆積し、長い年月の間に変成してできた有機物の燃料のことで、主なものに、石炭、石油、天然ガスなどがある。

また、日本の年平均気温（都市化の影響が比較的小さく長期間の観測が行われている地点から、地域的に偏りなく分布するように選出した15の観測地点）は、100年あたり1.24℃の割合で上昇しており、昭和55（1980）年代後半から顕著な上昇を示しています。季節別には、それぞれ100年あたり冬は1.13℃、春は1.47℃、夏は1.11℃、秋は1.23℃の割合で上昇しています。広島県でも温暖化の影響が現れており、100年あたり1.5℃の割合で気温が上昇しています。

図表 1-3 年平均気温偏差（日本，広島）



注) 細線（黒）は各年の基準値からの偏差を示している。太線（青）は偏差の5年移動平均値、直線（赤）は長期変化傾向（この期間の平均的な変化傾向）を示している。基準値は昭和56（1981）～平成22（2010）年の30年平均値。

出典：気候変動監視レポート2019，気象庁

出典：広島地方気象台ホームページ
(<https://www.jma-net.go.jp/hiroshima/ondanka1.html>)

平均気温について、広島と呉との、大正4（1915）年～大正8（1919）年の5年平均と65年後の昭和55（1980）年～昭和59（1984）年の5年平均を比較すると、温度の変化はありませんが、100年後の平成27（2015）年～令和元（2019）年の5年平均と比較すると、広島で2.1℃、呉で1.6℃上昇しており、昭和55（1980）年～昭和59（1984）年からの35年間で大きく気温が上昇しています。

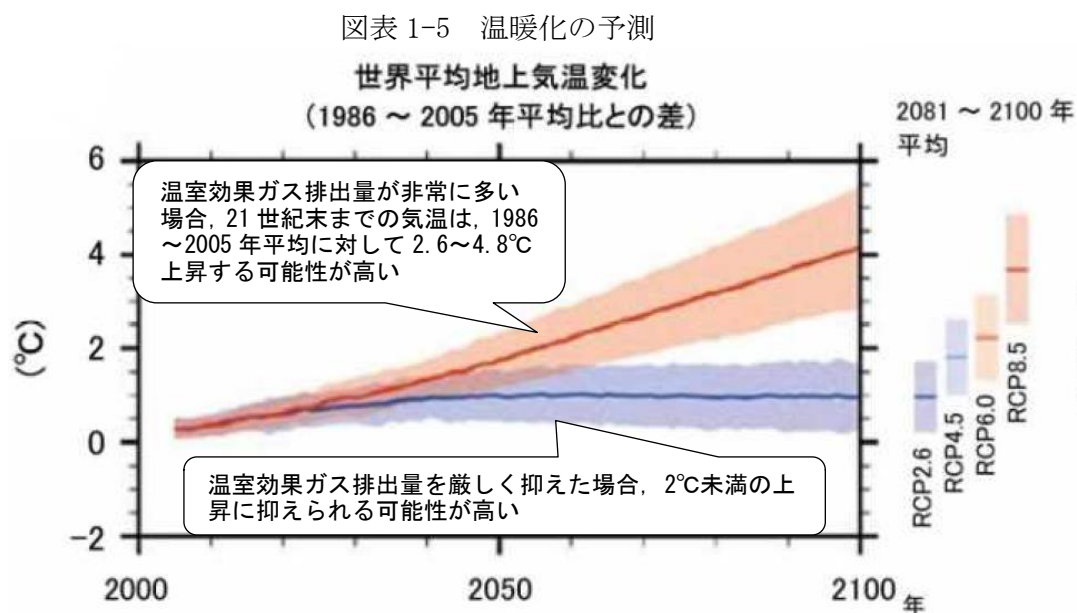
図表 1-4 平均気温（5年平均）の変化（単位：℃）

測定局	1915-1919	1980-1984		2015-2019	
			(増減)		(増減)
広島	14.8	14.8	0.0	16.8	+2.1
呉	15.2	15.2	0.0	16.8	+1.6
福山	-	14.3		15.9	+1.6
東広島	-	12.7		14.0	+1.4
三次	-	12.5		13.9	+1.4

出典：気象庁 HP 気象統計資料より作成

3 温暖化の予測

平成 25 (2013) 年から平成 26 (2014) 年にかけて公表された IPCC (気候変動に関する政府間パネル)³の第 5 次評価報告書では、「気候システムの温暖化には疑う余地がなく、人為起源の温室効果ガスの排出が支配的な原因であった可能性が極めて高い」とされています。また、「21 世紀末 (2081~2100 年) までの世界平均地上気温は、温室効果ガス排出量が非常に多い場合、1986~2005 年平均に対して 2.6~4.8℃上昇する可能性が高い」とされています。



出典：気候変動に関する政府間パネル (IPCC) 第 5 次評価報告書統合報告書を加工

3 IPCC (気候変動に関する政府間パネル)：国連気候変動に関する政府間パネル (Intergovernmental Panel on Climate Change) のこと。人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、昭和 63 (1988) 年に国連環境計画 (UNEP) と世界気象機関 (WMO) により設立された組織。

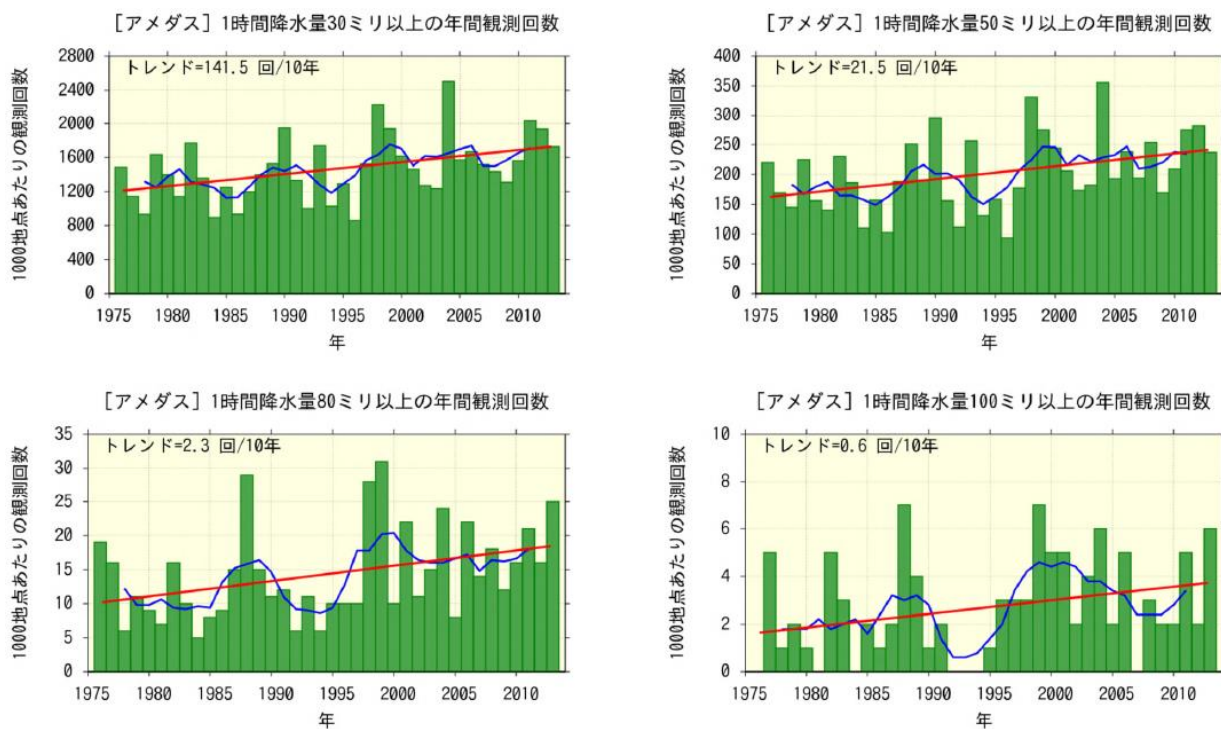
4 温暖化による影響

近年、豪雨や、猛暑など、極端な気象が増加する傾向にあり、気候変動及びその影響が全国各地で現れており、さらに、今後、長期にわたり拡大するおそれがあります。

「異常気象レポート 2014, 気象庁」によると、気象庁が全国約 1,300 箇所の地域気象観測所（アメダス）で観測した 30mm 以上（激しい雨）、50mm 以上（非常に激しい雨）、80mm 以上（猛烈な雨）、100mm 以上（猛烈な雨）の短時間強雨の発生回数は増加傾向を示しています（図表 1-6 参照）。

広島県でも、平成 30（2018）年 7 月豪雨災害により、多くの犠牲者をもたらし、生活、社会、経済に多大な被害を与えました。個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような豪雨や、猛暑のリスクはさらに高まることが予測されています。

図表 1-6 アメダス地点で 1 時間降水量が 30mm, 50mm, 80mm, 100mm 以上となった年間の回数（1,000 地点あたりの回数に換算）



注) 青い折れ線は 5 年移動平均, 赤い直線は信頼度 90%以上の変化傾向を示す。

(出典：異常気象レポート 2014, 気象庁)

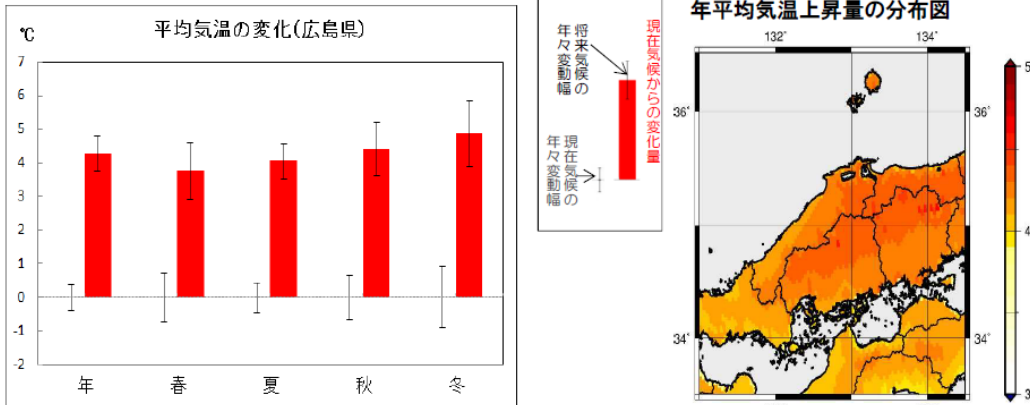
【広島県の 21 世紀末の気候について】

○地球温暖化が最も進行する場合の気温や降水の予測は、次のとおりとされています。

地球温暖化が最も進行する場合の **気温の予測**

▷広島県では年平均気温が100年で約4℃上昇

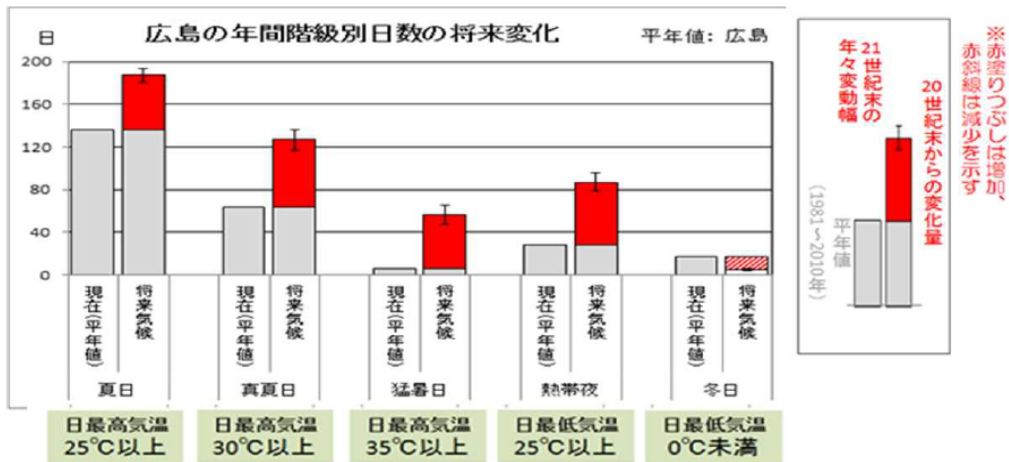
※広島市における年平均気温の長期変化傾向は100年あたり1.5℃の上昇(計算期間:1879~2017年)



広島県の年平均気温は現在の種子島(鹿児島県)より高くなります。

現在の年平均気温の平年値 広島:16.3℃ 種子島:19.6℃

▷広島では猛暑日が100年で年間50日程度増加



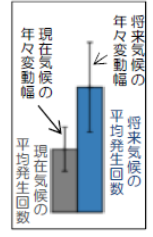
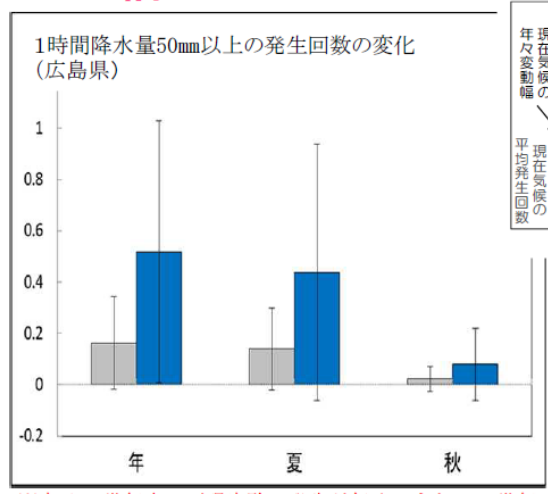
真夏日・夏日・熱帯夜はいずれも50日程度増加します。

出典: 広島地方気象台リーフレット「広島県の 21 世紀末の気候」

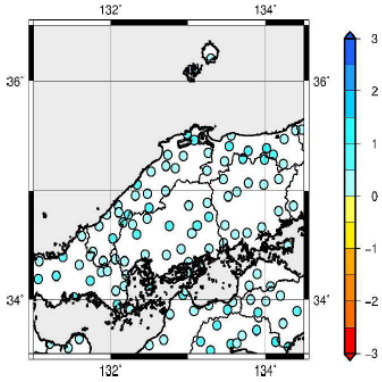
地球温暖化が最も進行する場合の

雨の予測

▷1時間降水量50mm以上の発生回数が100年で3倍以上に



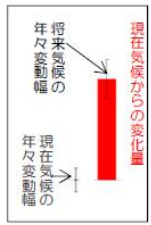
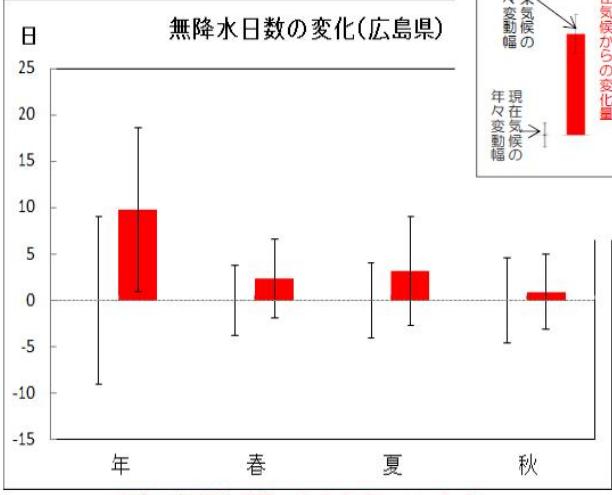
1時間降水量50mm以上の年間回数の将来分布図



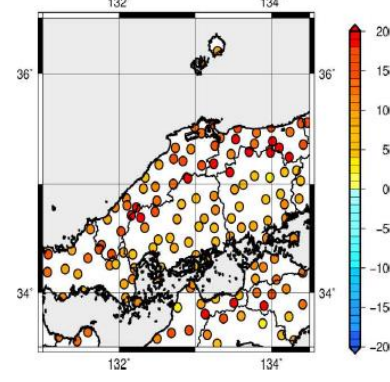
※春は20世紀末の再現実験で発生が無く、また、21世紀末においてほとんど発生が予測されていないため、秋は予測に一致した傾向がみられないため、冬は発生回数が少ないため表示していません。

上下の図は、年間の1時間降水量50mm以上の発生回数と無降水日の将来変化(将来気候と現在気候の差)のアメダス地点ごとの予測です。ただし、増加・減少の傾向が不明瞭であった地点は記載していません。

▷無降水日数も増加



年間無降水日の将来変化の分布図



※冬は信頼性が低いため表示していません。
 <注意>分布図については、地点別の変化傾向に着目せず、県の平均的な変化傾向を捉えるようにしてください。

出典：広島地方気象台リーフレット「広島県の21世紀末の気候」

第2節 地球温暖化対策に係るこれまでの動向

1 国際的な動向

「温室効果ガスの大気中濃度を自然の生態系や人類に危険な悪影響を及ぼさない水準で安定化させること」を究極的な目的として、気候変動枠組条約⁴が平成4（1992）年5月に採択され、平成6（1994）年に発効しました。また、先進国の温室効果ガスの削減を、法的拘束力を持つものとして約束する京都議定書⁵が、平成9（1997）年12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）において採択され、平成17（2005）年2月に発効しました。

しかし、その後の新興国の排出増加等により、京都議定書締約国のうち、第一約束期間（平成20（2008）～平成24（2012）年）で排出削減義務を負う国の排出量は世界の4分の1にすぎず、公平性に課題があったため、全ての国が参加する令和2（2020）年以降の新たな枠組みの構築を目指して国際交渉が進められてきました。

平成27（2015）年、フランス・パリにおいて、COP21が行われ、全ての国が参加する温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択されました。パリ協定においては、世界共通の長期目標として、産業革命前からの地球の平均気温上昇を2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求することなどが設定されました。その後、発効要件である、締約国数55か国及びその排出量が世界全体の55%を満たし、平成28（2016）年11月にパリ協定が発効しました。

図表 1-7 パリ協定の概要

パリ協定の概要	
目的	世界共通の 長期目標として、産業革命前からの平均気温の上昇を2℃より十分下方に保持 。1.5℃に抑える努力を追求。
目標	上記の目的を達するため、 今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出と吸収のバランスを達成 できるよう、排出ピークをできるだけ早期に迎え、最新の科学に従って 急激に削減 。
各国の目標	各国は、約束（削減目標）を作成・提出・維持する。削減目標の目的を達成するための国内対策をとる。 削減目標は、5年毎に提出・更新し、従来より前進を示す 。
長期戦略	全ての国が長期の低排出開発戦略 を策定・提出するよう努めるべき。（COP決定で、2020年までの提出を招請）
グローバル・ストックテイク （世界全体での棚卸し）	5年毎に全体進捗を評価するため、協定の実施を定期的に確認 する。世界全体の実施状況の確認結果は、各国の行動及び支援を更新する際の情報となる。

出典：環境省ホームページ

4 気候変動枠組条約:地球温暖化がもたらすさまざまな悪影響を防止するための国際的な枠組を定めた条約。温室効果ガスの排出・吸収の目標、温暖化対策の国別計画の策定等を締約国の義務としている。

5 京都議定書:先進国の温室効果ガス排出量について、法的拘束力のある数値目標が各国ごとに設定され、先進国全体で、平成20（2008）年から平成24（2012）年までの約束期間に、削減基準年の排出量から5.2%削減することが約束された。

2 国の動向

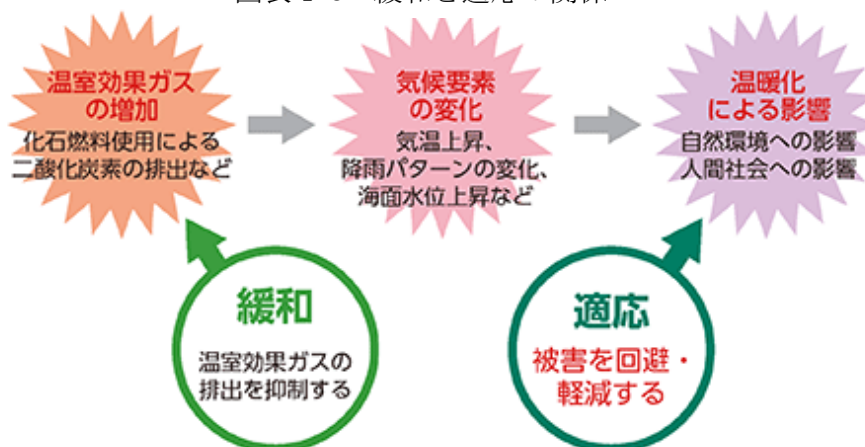
日本においては、気候変動枠組条約の受諾及び京都議定書の採択後、平成 10（1998）年に地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）が制定されました。これによると、国、地方公共団体、事業者、国民の全ての主体の役割を明らかにし、温室効果ガスを対象に取組を促進し、国、地方公共団体に対して、計画づくりやその実施状況の公表を促すなどとされました。

本法に基づき、京都議定書における目標達成のため、平成 17（2005）年に「京都議定書目標達成計画」を策定して総合的な地球温暖化対策を講じ、第一約束期間（平成 20（2008）～平成 24（2012）年）における温室効果ガス排出量を、基準年（原則平成 2（1990）年）比で 6%削減する目標を達成しました（森林等吸収源⁶及び京都メカニズム⁷クレジットを含む）。

その後のパリ協定を巡っては、平成 28（2016）年に「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、中期目標として「2030 年度において、2013 年度比 26.0%減」、長期的目標として「2050 年までに 80%の排出削減」という目標を設定しました。また、令和元（2019）年には「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を閣議決定し、最終到達点としての「脱炭素社会」を掲げ今世紀後半のできるだけ早期に実現を目指すこととしています。

一方、温室効果ガスの排出削減対策（緩和策）と、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策（適応策）は車の両輪であり、関係者が一丸となって適応策を推進する必要があることから、平成 30（2018）年に気候変動適応法が制定されました。これによると、国、地方公共団体、事業者、国民が気候変動適応の推進のため担うべき役割を明確化し、国が農林水産業や自然災害等の各分野の適応を推進する気候変動適応計画を策定し、効果的な適応策を推進し、地方公共団体に対して、地域気候変動適応計画の策定に努めるものとするなどとされています。

図表 1-8 緩和と適応の関係



出典：環境省ホームページ

6 吸収源：二酸化炭素などの温室効果ガスを吸収する森林や海洋のこと。

7 京都メカニズム：他国での排出削減プロジェクトの実施による排出削減量等をクレジットとして取得し、自国の議定書上の約束達成に用いることができる制度。

3 脱炭素化へ向けた動向

国際的な脱温暖化へ向けた動きに同調し、地方自治体による 2050（令和 32）年までの二酸化炭素排出量の実質ゼロ（ゼロカーボンシティ）について、東京都・山梨県・横浜市・京都市などから始まり、表明する自治体が増加しています。全ての主体が取り組むべき地球温暖化問題に対し、県としての姿勢を示し、県民への温暖化対策に向けた行動を促す契機となるため、表明及び長期的視点に立った取組が求められています。

民間企業においても、企業自らが脱炭素社会への挑戦を重要な経営課題と位置付け、革新的な技術を早期に開発し、社会実装するため、令和 2（2020）年 6 月、（一社）日本経済団体連合会（経団連）が「チャレンジ・ゼロ」を提唱しました。150 を超える企業・団体が「チャレンジ・ゼロ宣言」に賛同し、ESG 投資⁸の呼び込みや、多様な連携を図り、パリ協定の掲げるネット・ゼロの早期実現を目指しています。

こうした中、令和 2（2020）年 10 月、首相は、所信表明演説において、「2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち 2050 年カーボンニュートラル」を目指すことを宣言しました。

また、令和 2（2020）年 12 月にまとめた成長戦略会議「実行計画」では、2050 年カーボンニュートラルに向けたグリーン成長戦略として、次世代型太陽電池⁹、カーボンリサイクル¹⁰及び水素¹¹を始めとした革新的なイノベーションの推進やエネルギー・環境政策の再構築を行うこととしています。

8 ESG 投資：従来の財務情報だけでなく、環境（Environment）・社会（Social）・ガバナンス（Governance）要素も考慮した投資のこと。

9 太陽電池：太陽光発電の中核をなす半導体であり、光のエネルギーを直接電気に変換できるよう、材料や構造に工夫が加えられたダイオード。現在はシリコン系が主流であるが、化合物系、有機物系などがあり、エネルギー変換効率の向上などのため、研究・開発が進められている。

10 カーボンリサイクル：二酸化炭素（CO₂）を炭素資源（カーボン）と捉え、これを回収し、多様な炭素化合物として再利用（リサイクル）すること。

11 水素：新エネルギーとして注目されており、さまざまな資源からつくることができ、エネルギーとして利用しても CO₂を出さないなどの特徴がある。燃料電池車や家庭用燃料電池「エネファーム」などに使用されている燃料電池は、水素から電気をつくりだしている。

第1章 基本的事項

第1節 策定の趣旨

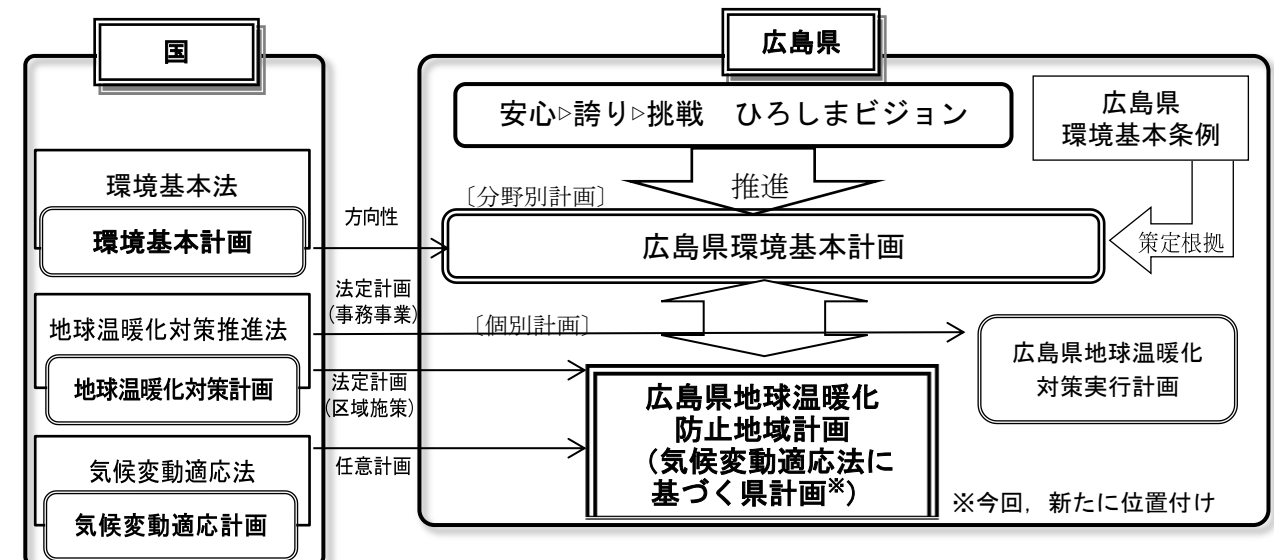
広島県では、県民、事業者、行政等の各主体が総合的に温室効果ガスの削減対策に取り組むためのマスタープランとして、平成16(2004)年3月に「広島県地球温暖化防止地域計画」を策定しました。その後、計画の期間が終了すること等を背景として、平成23(2011)年3月に「第2次広島県地球温暖化防止地域計画」(以下「2次計画」といいます。)を策定しました。

この度、この2次計画の期間が終了することや、パリ協定採択後、国により地球温暖化対策推進法に基づく「地球温暖化対策計画」が策定され、新たな目標と取組内容が示されたほか、気候変動適応法の制定により、都道府県及び市町村は地域気候変動適応計画の策定に努めるものとされたこと等を背景として、新たな計画を策定します。

第2節 計画の位置付け

- 地球温暖化対策推進法第21条第3項において策定が義務付けられている、地域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項を定める計画である「地方公共団体実行計画(区域施策編)」に位置付けます。
- 気候変動適応法第12条において策定するよう努めるものとされている、地域の自然的経済的社会的状況に応じた気候変動に関する計画である「地域気候変動適応計画」に新たに位置付けます。
- 広島県環境基本条例¹²に基づいて、環境の保全に関する施策の基本的事項等を定めた広島県環境基本計画の下位計画として、基本計画における施策体系の一つ「ネット・ゼロカーボン社会¹³の実現に向けた地球温暖化対策の推進」を進めるための個別計画として位置付けます。
- なお、県の事務及び事業の実施に伴う温室効果ガスの排出削減に関する実行計画については、本計画とは別に「広島県地球温暖化対策実行計画」として策定しています。

図表 1-9 計画の位置付け



12 広島県環境基本条例：環境保全について、基本理念を定め、広島県、事業者及び県民の責務を明らかにし、環境保全に関する施策の基本事項を定め、施策を総合的、計画的に推進し、現在、将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与し、人類の福祉に貢献することを目的とした条例で、平成7(1995)年に制定された。

13 ネット・ゼロカーボン社会：二酸化炭素などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、再利用等による除去量とが均衡した、温室効果ガス排出実質ゼロの社会。

第3節 計画期間

国は、パリ協定及び地球温暖化対策計画において、中期目標の目標年度を令和12(2030)年度に設定しています。

本計画は、これに合わせ、計画期間を令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までの10年間とします。

なお、現在、国において、「地球温暖化対策の推進に関する制度検討会」での議論やその後の気候変動等を巡る国内外の環境変化を踏まえ、今後の地球温暖化対策に関する法制上の措置をはじめとする制度的対応の在り方について検討されています。

今後、この検討内容を踏まえた地球温暖化対策推進法の改正等に応じて、必要な計画の見直しや施策の追加等を検討します。また、計画の中間年にあたる令和7(2025)年度には、計画全体の評価や見直しを行うこととします。

<参考>

○地球温暖化対策計画(平成28(2016)年5月閣議決定)

【中期目標】 令和12(2030)年度に2013(平成25)年度比で26.0%減

【長期的目標】 令和32(2050)年までに80%減

第4節 対象とする温室効果ガス

本計画の対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法で削減の対象とされている次の7種類とします。

図表 1-10 7種類の温室効果ガス，地球温暖化係数¹⁴と特徴

名 称	地球温暖化係数	特 徴
二酸化炭素 (CO ₂)	1	代表的な温室効果ガスです。主に石油・石炭などの化石燃料の燃焼により発生します。
メタン (CH ₄)	25	稲作，家畜の腸内発酵，廃棄物の埋め立てなどから発生します。
一酸化二窒素 (N ₂ O)	298	化学製品の製造過程や燃料の燃焼などより発生します。
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs) (HFC-134a)	1,430	代替フロン類 ¹⁵ として，冷凍・冷蔵機器の冷媒や，断熱材の発泡剤等に使用されています。
パーフルオロカーボン類 (PFCs) (PFC-14)	7,390	代替フロン類として，主に半導体の製造工程(洗浄剤)で使用されています。
六フッ化硫黄 (SF ₆)	22,800	半導体の製造工程や電気絶縁ガスとして使用されています。
三フッ化窒素 (NF ₃)	17,200	半導体の製造工程で使用されています。

14 地球温暖化係数：各温室効果ガスの地球温暖化をもたらす効果の程度を，二酸化炭素 (CO₂) の当該効果に対する比で表したものです。

15 フロン類：炭化水素にフッ素が結合した化合物(フルオロカーボン)。CFC(クロロフルオロカーボン)とHCFC(ハイドロクロロフルオロカーボン)はオゾン層破壊物質。HFC(ハイドロフルオロカーボン)は塩素を持たないためオゾン層を破壊しない物質だが，温室効果ガスの一つである。なお，フロン排出抑制法では，オゾン層保護法に規定されたCFC及びHCFC並びに地球温暖化対策推進法に規定されたHFCを対象として，規制を行っている。

第2章 現状と課題

第1節 これまでの取組

1 2次計画策定以前の取組

広島県では、平成7(1995)年3月に、地球環境保全を基本理念の一つに位置付けた「広島県環境基本条例」を制定し、平成9(1997)年には、同条例に基づく「広島県環境基本計画」を策定して、地球温暖化対策に取り組んできました。

平成12(2000)年4月には、地球温暖化対策推進法に基づく地域地球温暖化防止活動推進センターとして、「広島県地球温暖化防止活動推進センター」(脱温暖化センターひろしま)を指定し、財団法人(現・一般財団法人)広島県環境保健協会内に設置されました。同センターにより温暖化対策に関する啓発・広報活動、地域の温暖化防止活動の相談・支援活動などが進められています。

平成13(2001)年4月には、広島県が物品等の購入を行う際に環境負荷の低減を判断基準とすることを定めた「広島県グリーン購入方針」を策定し、環境への負荷の少ない物品等の購入に率先して取り組んでいます。

平成15(2003)年10月には、地球温暖化など新たな環境問題に広範に取り組むため、広島県公害防止条例を全面改正して「広島県生活環境の保全等に関する条例」(生活環境保全条例)を制定しました。温室効果ガスの排出抑制対策として、多量排出者への削減計画の策定、公表や、一定台数以上の自動車を使用する事業者への使用合理化計画の策定、公表を義務付けるなど、事業者の主体的な取組を促す規定などが設けられています。

こうした個別の取組を体系的に実施するため、平成16(2004)年3月に、「広島県地球温暖化防止地域計画」(1次計画)を策定し、県民・事業者・行政等による、総合的な温室効果ガスの削減に取り組みました。

また、平成21(2009)年10月から、県民運動の重点的な取組として、市町・事業者及び消費者団体等の協力の下、県下の事業者(店舗)とレジ袋無料配布中止に関する協定を締結し、マイバッグ運動を開始しています。

さらに、この県民運動を加速させるため、県民一人ひとりのエコ意識の高揚を図り、実践行動を促す目的で、平成22(2010)年6月から毎月第一土曜日を「ひろしま環境の日」として定め、地球温暖化防止対策の重要性や環境への配慮等を繰り返し広く呼びかけることにより、県民・事業者の取組を促進しています。

2 2次計画における具体的な取組

2次計画を平成23(2011)年3月に策定し、これまで、主に次のとおり取り組んできました。

(1) 省エネルギー対策の推進

【産業部門、民生(業務)部門】

- 生活環境保全条例に基づく「温室効果ガス削減計画」策定・公表制度を見直し、対象を省エネ法¹⁶における第一種エネルギー管理指定工場等¹⁷に加え第二種エネルギー管理指定工場等を追加し、事業者の自主的な取組を推進しました。
- 中小企業向け環境マネジメントシステムであるエコアクション21¹⁸について、セミナーを開催するなど、普及啓発を実施してきました。
- 県の事務及び事業から排出される温室効果ガスについて、「広島県地球温暖化対策実行計画」により、温室効果ガスの抑制や省資源・省エネルギーなどの環境に配慮した取組を推進しました。

【運輸部門】

- 生活環境保全条例に基づく、「自動車使用合理化計画」策定・公表制度を見直し、県へ計画書及び報告書の提出を求めるように改正し、事業者の自主的な取組を推進しました。
- エコドライブ¹⁹等の普及のため、不要なアイドリング、急発進や急加速の自粛などの啓発広報を実施しました。
- 低炭素型交通体系を推進するため、信号機の改良(LED化)、環状道路・バイパスの整備など、道路整備や交通管制システムの高度化を実施したほか、公共交通機関等の利用促進などの情報発信を実施しました。
- 電気自動車の普及促進のため、レンタカー事業者等による電気自動車の導入及び急速充電器の整備に対して助成したほか、県庁敷地内に電気自動車急速充電器を設置し、県民への開放を実施しました。

16 省エネ法:「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」の略称。石油危機を契機として昭和54(1979)年に制定された法律であり、「内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため、工場等、輸送、建築物及び機械器具等についてのエネルギーの使用の合理化に関する所要の措置、電気の需要の平準化に関する所要の措置その他エネルギーの使用の合理化等を総合的に進めるために必要な措置を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与すること」を目的としている。

17 エネルギー管理指定工場等: エネルギー使用量が一定以上である工場等で、省エネ法において各々がエネルギー指定管理工場等の指定を受けたもの。エネルギー使用量(原油換算値)が3,000kℓ/年度以上の場合に第一種、1,500kℓ/年度以上3,000kℓ/年度未満の場合に第二種になる。

18 エコアクション21: ISO(国際標準化機構)規格をベースに環境省が策定した、システム構築や維持費用が安価な、中小企業にも取り組みやすい環境マネジメントシステム。

19 エコドライブ: 二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための環境に配慮した運転。具体的には、駐停車時に原動機を停止させる(アイドリング・ストップ)、経済速度で走る、無駄な荷物を積まない、無駄な空ぶかしをやめる、急発進・急加速・急ブレーキを止める、マニュアル車は早めにシフトアップする、渋滞などをまねく違法駐車をしない、エアコンの使用を控えるにするなどがあげられる。

【民生（家庭）部門】

- マイバッグ運動、「ひろしま環境の日」（毎月第1土曜日）の実践行動の呼びかけなどにより、県民の自主的な取組を推進しました。
- 広島県地球温暖化防止活動推進センターと連携し、温室効果ガスの排出抑制に向けた地域の主体的な取組、地球温暖化対策地域協議会²⁰の設立を支援しました。
- 夏季の節電及び省エネの取組として、「ひろしまクールシェア²¹」を実施しました。
- 家庭向けの省エネ情報サイト「ひろしまエコチャレンジ」を開設し、楽しみながら省エネ行動にチャレンジできるよう取り組みました。
- 各家庭の光熱水費等を聞き取り、省エネメニューを提案する「うちエコ診断」の受診促進等により、県民の自主的な取組を推進しました。
- 長期優良住宅の普及の促進に関する法律、都市の低炭素化の促進に関する法律及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の適切な運用などを通じて、環境に配慮した建築物の普及を推進しました。

【廃棄物部門】

- 廃棄物処理法による産業廃棄物多量排出事業者処理計画の策定、公表制度、食品廃棄物削減のための市町支援、建設リサイクル法届出審査やパトロールによる建設副産物のリサイクルの推進を実施しました。
- 廃棄物処理施設の更新計画を検討中の団体に対して、技術的提案等のエネルギー利用策を幅広く提示し、エネルギーの利用を促進しました。

(2) 再生可能エネルギーの導入促進

- 県と中国電力グループが共同してメガソーラー発電を事業化し、得られる収益を地域の省エネ活動や幼稚園・保育園等の省エネ設備導入に補助することで還元する事業を実施しました。
- 県有施設を有効活用し、太陽光発電、小水力発電、下水道汚泥の消化ガス²²発電などを実施しました。
- 里山の未利用木材をバイオマス²³燃料として活用する活動について、専門家派遣等を行い、実行組織の立ち上げ支援を実施することで推進しました。

20 地球温暖化対策地域協議会：「地球温暖化対策推進法」の規定に基づき、地方公共団体、地球温暖化防止活動推進員、地球温暖化防止活動推進センター等が温室効果ガスの削減に向けた措置等について協議を行うために設置されたもの。

21 クールシェア：エアコンの使い方を見直し、涼を分かち合う取組。家庭では、複数のエアコン使用をやめなるべく1部屋に集まる工夫をしたり、公園や図書館などの公共施設を利用することで涼をシェアするなど、1人あたりのエアコン使用を見直すことがクールシェアの考え方。

22 消化ガス発電：下水道汚泥の嫌気性発行により発生する、メタンを主成分とする可燃性ガス（消化ガス）を燃料として発電を行うこと。消化ガスは、バイオガスの一種。

23 バイオマス：もともと生物（bio）の量（mass）のことだが、再生可能な生物由来の有機性エネルギーや資源（化石燃料は除く）をいう。

(3) 森林吸収源²⁴対策の推進

- 林業経営を通じた森林整備を進めるため、森林経営計画の作成や高性能林業機械の導入支援等に取り組んだほか、低コスト化や林業経営適地の特定など、森林資源を活用することにより林業経営サイクルが構築できるよう取組を実施しました。
- 併せて大規模製材工場等へ安定供給を行うなどの有利販売や、県産材を利用する建築会社への支援など、生産された木材が資源として持続的に活用されるよう取組を実施しました。
- 林業経営に適さない森林については、ひろしまの森づくり事業などを通じ、手入れ不足の人工林を解消するとともに、ボランティア活動を含めた里山林の整備を推進しました。
- 県営林において、カーボンオフセット²⁵・クレジットを取得し、二酸化炭素排出権を企業等へ販売することにより、その収益を県営林の森林整備等に活用し、本県における森林吸収源対策を促進しました。

(4) 基盤づくりの促進

- 県民・団体・事業者・行政が相互に連携し、環境にやさしい地域づくりを協働して推進するため、「ひろしま地球環境フォーラム」に構成団体として参画するとともに、事務局として、各種事業の共同実施、情報提供等の活動を支援しました。
- 幼児から高校生までのこどもが自主的に環境保全活動を行う「こどもエコクラブ」について、地域環境に関する具体的な取組・活動が展開できるよう、市町の協力を得て、支援情報の提供など学習に関する取組を実施しました。
- 都市部の温暖化対策のため、都市公園の整備の促進、土地区画整理事業などにおける緑地、公園等の確保を実施しました。

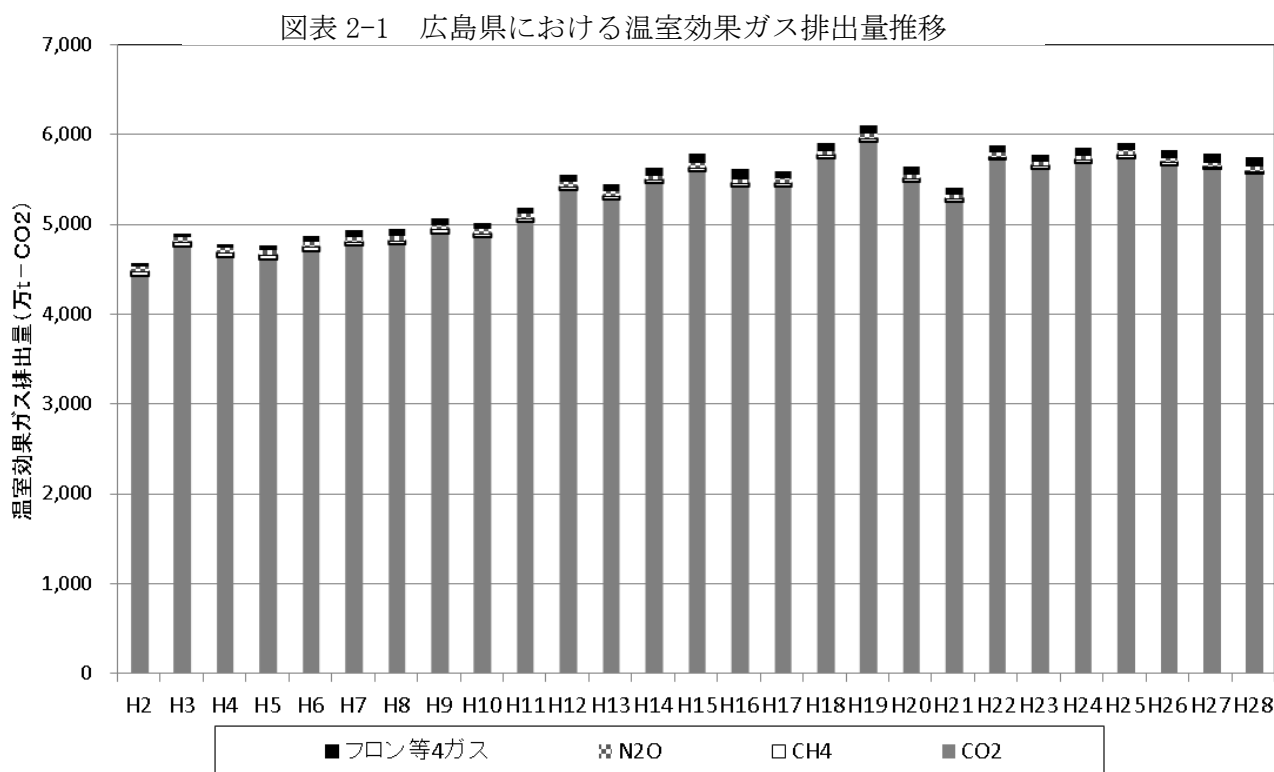
24 森林吸収源：二酸化炭素などの温室効果ガスを吸収する森林のこと。京都議定書で、森林による二酸化炭素吸収量を温室効果ガスの削減量に算入することが認められた。

25 カーボンオフセット：日常生活や事業活動において排出された二酸化炭素について、削減困難な排出量を植林など別の事業による削減・吸収によって埋め合わせ（相殺）する考え方。

第2節 温室効果ガス排出の現状

県内の温室効果ガス排出量は、平成19(2007)年度までは増加傾向を示していましたが、平成20(2008)年度に発生したリーマンショックにより一時的に減少した後、平成25(2013)年度の5,903万t-CO₂にピークに僅かに減少傾向が見られており、平成28(2016)年度は5,747万t-CO₂となっています。

温室効果ガスの内訳は、二酸化炭素(CO₂)が概ね97%程度を占めています。



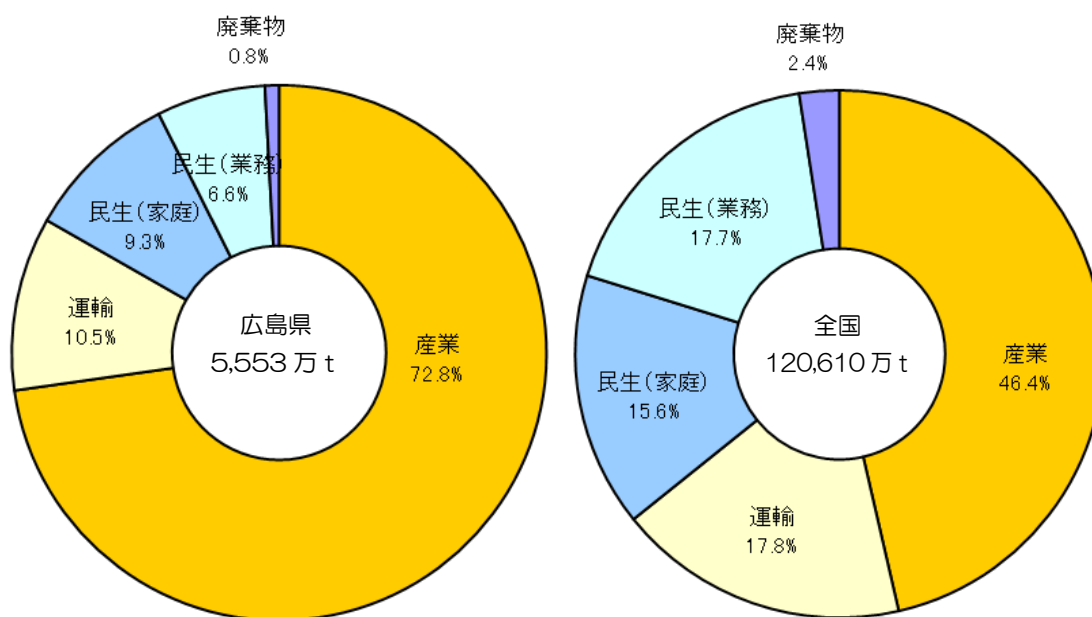
資料：県環境政策課

■ 部門別の二酸化炭素排出状況

平成 28 (2016) 年度の県内の二酸化炭素排出量を部門別にみると、産業部門 (72.8%) が最も大きな排出部門となっており、次いで、運輸部門 (10.5%)、民生 (家庭) 部門 (9.3%)、民生 (業務) 部門 (6.6%) の順となっています。

これを全国と比較すると、本県は産業部門からの排出量の割合が高いのが特徴となっています。これは、本県が、鉄鋼業や化学工業などエネルギー多消費型の産業が集積する「ものづくり県」であることに由来しています。

図表 2-2 部門別の二酸化炭素排出量 (平成 28 (2016) 年度)



資料：県環境政策課

出典：環境省「日本の温室効果ガス排出量」

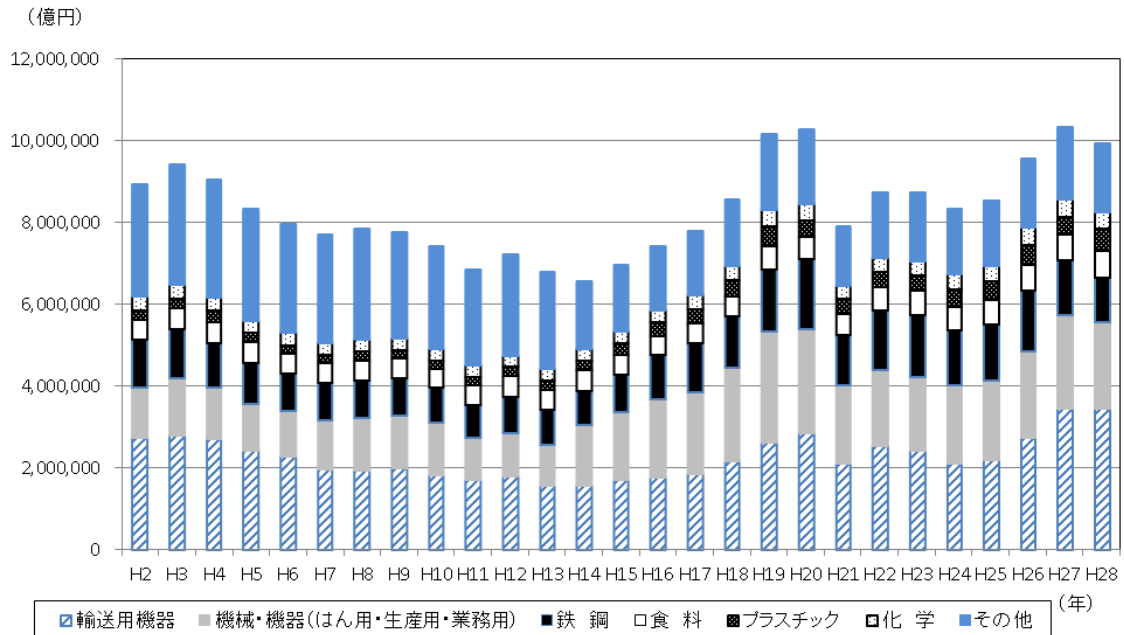
■ 産業構造

平成 27 (2015) 年国勢調査就業状態等基本集計結果 (広島県) によると、本県の産業別就業者を産業 (3 部門) 別にみると、第 1 次産業は 41,312 人 (15 歳以上就業者の 3.2% : 全国の割合は 4.0%)、第 2 次産業は 347,007 人 (同 26.8% : 全国の割合は 25.0%)、第 3 次産業は 904,269 人 (同 70.0% : 全国の割合は 71.0%) となっており、全国に対しておおむね平均的な分布になっています。この調査結果を、平成 17 (2005) 年国勢調査と比較したところ、第 1 次産業が▲18,612 人 (▲31.1%)、第 2 次産業が▲33,349 人 (▲8.8%)、第 3 次産業が▲31,734 人 (▲3.4%) と、いずれの産業も高齢化により就業者が減少していますが、特に第 1 次産業における減少が顕著になっています。

次に、広島県の製造品出荷額等の業種別の特化係数²⁶ (平成 28 (2016) 年) をみると、鉄鋼 (2.1)、輸送用機械 (1.6)、木材 (1.5) の係数が高く、これら業種の割合が高い産業構造となっています。

製造品出荷額等のシェア (平成 28 (2016) 年) では、輸送用機械が 34.8% を占め、広島県の自動車関連産業のウェイトの大きさを示すとともに、近年ではより増加しています。また、機械・機器 (はん用・生産用・業務用) が 21.2%、食料が 6.7% を占めるほか、鉄鋼 10.9%、プラスチック 5.3%、化学 4.0% など、いわゆる基礎素材型産業などのウェイトも大きく、幅広い分野で製造が行われています。

図表 2-10 県内の主要業種別製造品出荷額等の推移



出典：国勢調査就業状態等基本調査結果 (広島県)

26 特化係数：広島県の業種別構成比を全国の構成比と比較した指数。産業構造が全国平均と比較してどの程度偏りを持っているかを示す。(特化係数) = 当県の業種別構成比 / 全国の業種別構成比

第3節 2次計画の目標に対する振り返り

2次計画では、平成19（2007）年度を基準年度、目標年度を令和2（2020）年度とし、削減目標を設定しました。

この度、振り返りを行うため、実績が判明している平成28（2016）年度までの温室効果ガス排出量の傾向から、令和2（2020）年度を推計したところ、目標の達成状況は図表2-3のとおりであり、総量目標については、その他ガスを除いた部門で目標未達成となる見通しです。

計画策定後、平成23（2011）年に東日本大震災が発生し、原子力発電所の稼働が不透明になるとともに、復旧復興が優先されました。国は目標を下方修正しましたが、県では、目標の見直しを行わず、削減が進んでいなかった家庭部門の取組を強化し、省エネ行動を推進してきましたが、大きな削減が見込める結果になっていません。

また、産業部門は、エネルギー消費原単位²⁷での削減目標を設定し、生活環境保全条例に基づく「温室効果ガス削減計画書」制度等により、各事業者の自主的な取組を推進してきたところですが、エネルギー消費原単位は事業者自らが業種特性に応じて設定しており、比較や集計が困難な状況でした。産業部門は温室効果ガス全体の約70%を占めており、県全体で削減を着実に進めていくために、総量目標が必要と考えられます。

図表2-3 2次計画の達成見込状況

目標項目の達成見込状況

(単位：万t・CO₂)

区分	H19		R2		達成状況	
	基準値 ^{※1}	目標値(削減割合)	実績見込 ^{※2} (削減割合)			
二酸化炭素	運輸部門	698	531(▲24%)	571(▲18%)	未達成見込	
	民生部門	家庭	502	291(▲42%)	499(▲1%)	未達成見込
		業務	467	271(▲42%)	350(▲25%)	未達成見込
	廃棄物部門	50	45(▲10%)	48(▲5%)	未達成見込	
	小計	1,718	1,151(▲33%)	1,467(▲15%)	未達成見込	
その他ガス ^{※3}		180	189(5%増に抑制)	180(0%)	達成見込	
目標計		1,898	1,329(▲30%)	1,647(▲13%)	未達成見込	
二酸化炭素	産業部門	4,200	—(エネルギー消費原単位を13%改善)	3,831(▲9%) ^{※4}	—	
合計		6,098	—	5,478(▲10%)	—	

※1 H28以降の電力調査統計の公表内容変更による排出量算定方法の見直し等により、遡って数値修正を実施したため、基準値のデータが計画策定時と異なっている。

※2 H28までの実績値から推計した。

※3 二酸化炭素以外の6種類の温室効果ガス(メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六フッ化硫黄、三フッ化窒素)の合計。

※4 エネルギー消費原単位は事業者自らが個々に業種特性に応じて設定されており、部門全体の集計は困難であったため、総量での削減割合を表記している。

※5 端数処理の関係で、合計値が合わない場合がある。

27 エネルギー消費原単位：エネルギー効率を表す値で、一定の製品やサービスの供給に要した電力・熱などのエネルギー消費量のこと。温暖化対策を進める観点から、ここでのエネルギー消費原単位には、再生可能エネルギーなど、二酸化炭素を排出しないエネルギーを含めないものとして扱うこととしている。

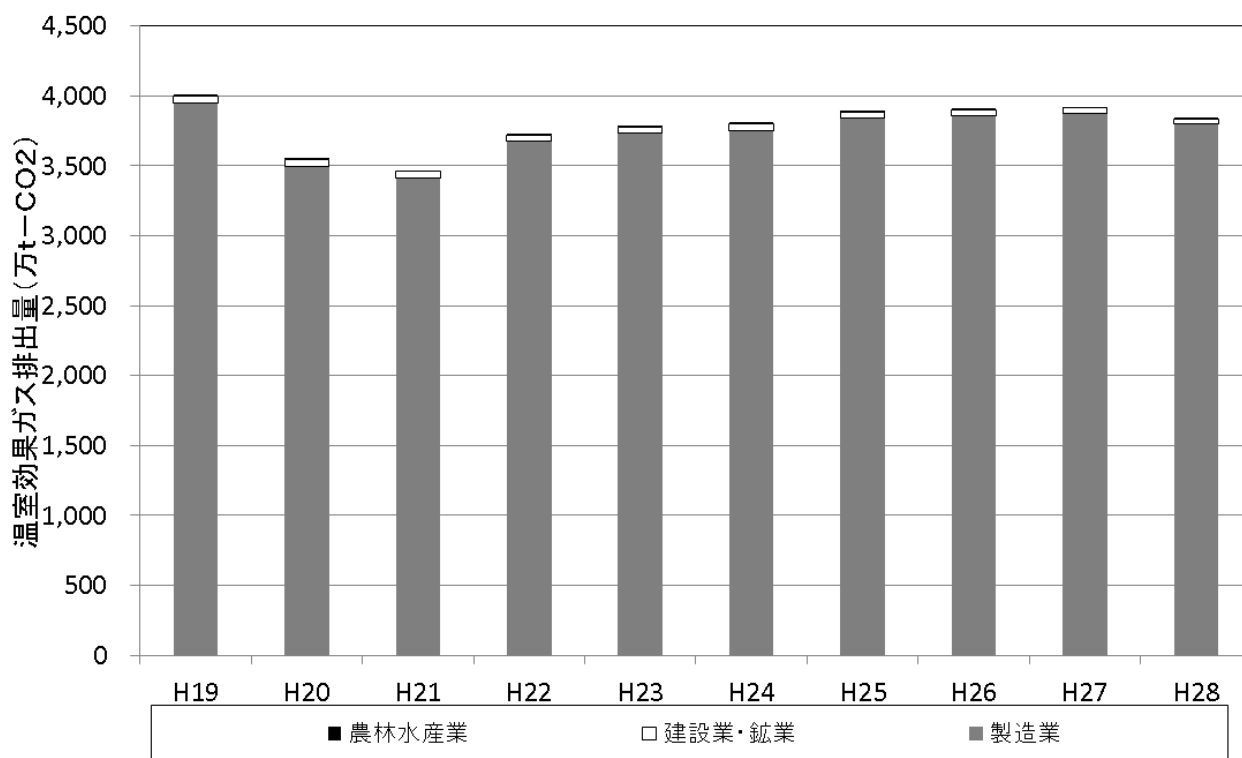
■ 各部門等における排出の状況

【産業部門】

産業部門における排出量の内訳を見ると、製造業からの排出が約94%を占めています。2次計画期間中において自主的かつ計画的な削減がなされてきたところですが、引き続き、製造業における部門全体に占める割合が高い状況です。

図表 2-3 産業部門の温室効果ガス排出量内訳

	H19年度 (万 t-CO ₂)	割合 (%)	H28年度 (万 t-CO ₂)	割合 (%)	基準年度 比 (%)
製造業	3,949	94.0	3,801	94.1	▲3.7
建設業・鉱業	54	1.3	34	0.9	▲36.7
農林水産業	6	0.2	9	0.2	+34.1
工業プロセス	102	2.4	95	2.4	▲6.4
エネルギー転換	90	2.1	101	2.5	+13.4
合計	4,200	100.0	4,040	100.0	▲3.8



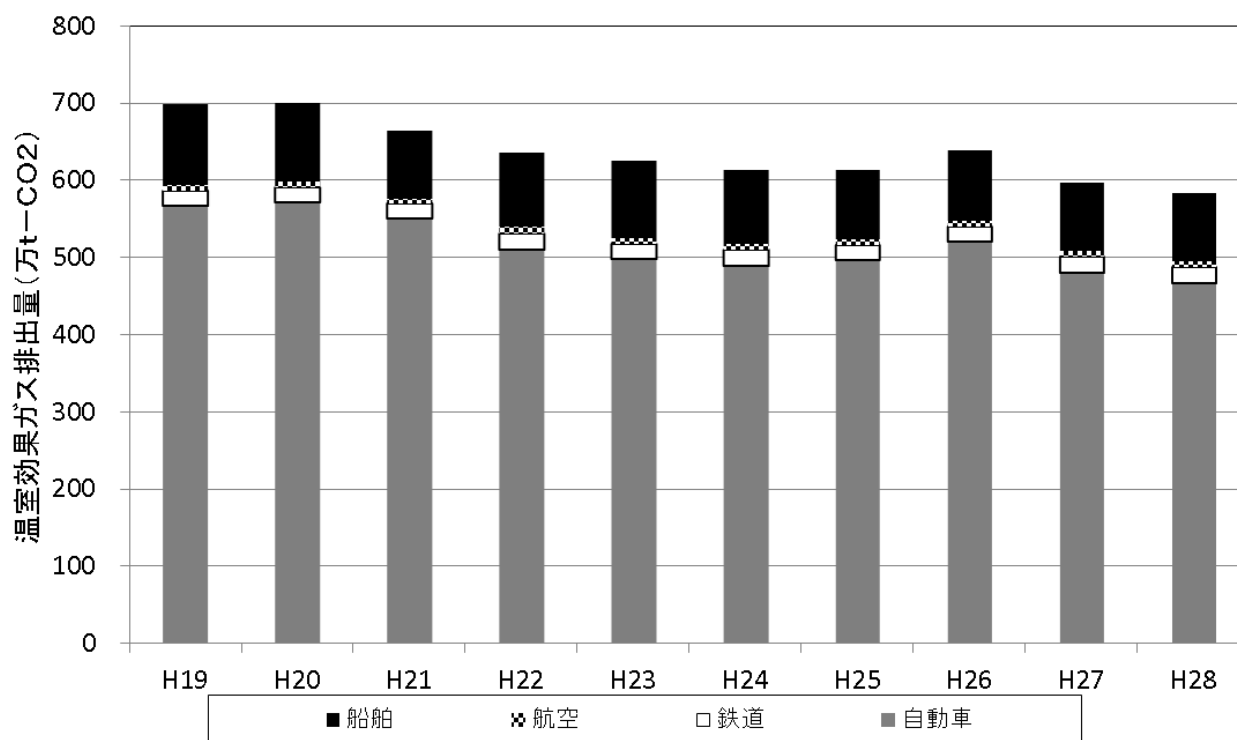
資料：県環境政策課

【運輸部門】

運輸部門における平成 28 (2016) 年度排出量の内訳を見ると、自動車からの排出が約 80% を占めています。2 次計画期間中において、自動車の燃費向上等により、一定の削減がなされてきたところですが、引き続き、部門全体に占める割合は高い状況です。

図表 2-4 運輸部門の温室効果ガス排出量内訳

	H19 年度 (万 t -CO ₂)	割合 (%)	H28 年度 (万 t -CO ₂)	割合 (%)	基準年度比 (%)
自動車	565.8	81.0	466.5	79.9	▲17.6
鉄道	20.5	2.9	19.9	3.4	▲2.9
航空	7.1	1.0	8.2	1.4	+15.5
船舶	104.9	15.0	88.8	15.2	▲15.3
合計	698.2	100.0	583.4	100.0	▲16.4



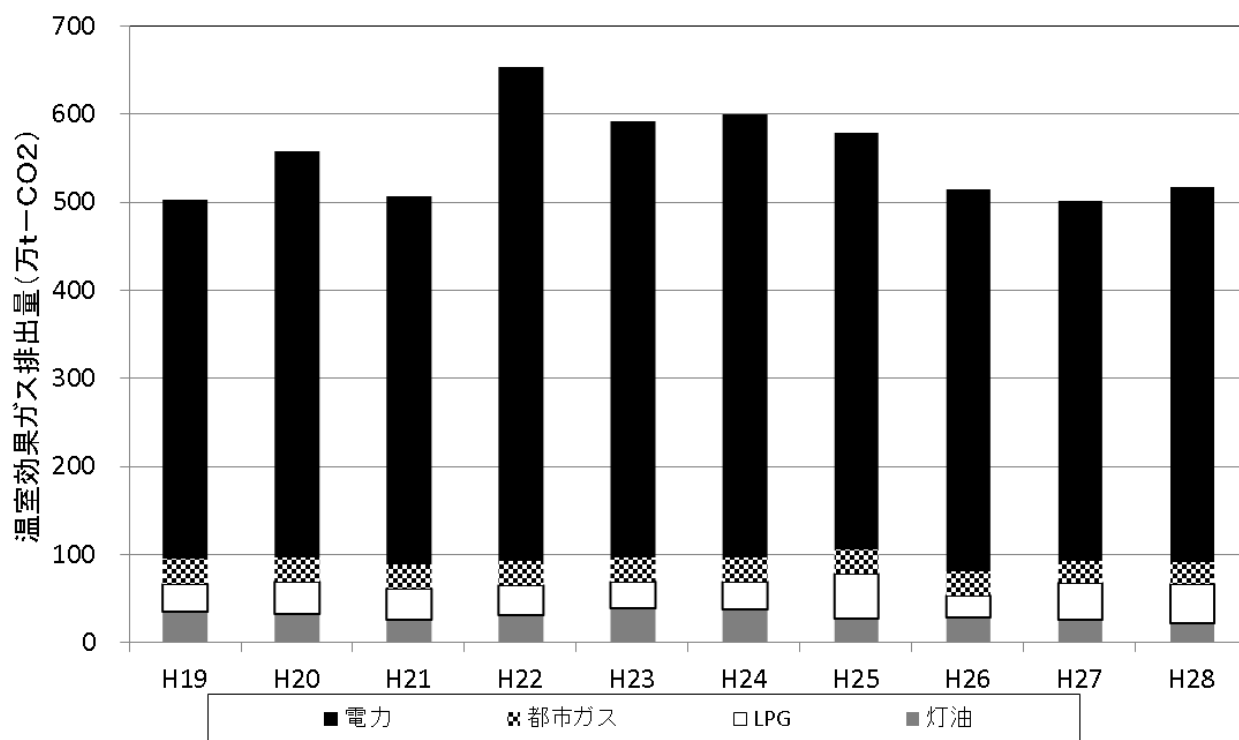
資料：県環境政策課

【民生（家庭）部門】

民生（家庭）部門における平成 28（2016）年度排出量の内訳を見ると、電力由来の排出が約 80%を占めています。2 次計画期間中においては、電力由来の排出は増加しており、少人数世帯数の増加、家電の大型化や省エネ型家電への買替えが進まない、などが主な要因と考えられます。

図表 2-5 民生（家庭）部門の温室効果ガス排出量内訳

	H19 年度 (万 t -CO ₂)	割合 (%)	H28 年度 (万 t -CO ₂)	割合 (%)	基準年度比 (%)
灯油	34.5	6.9	21.2	4.1	▲38.6
LPG	32.2	6.4	44.8	8.7	+39.2
都市ガス	28.7	5.7	25.4	4.9	▲11.4
電力	406.7	81.0	425.2	82.3	+4.5
合計	502.1	100.0	516.6	100.0	+2.9



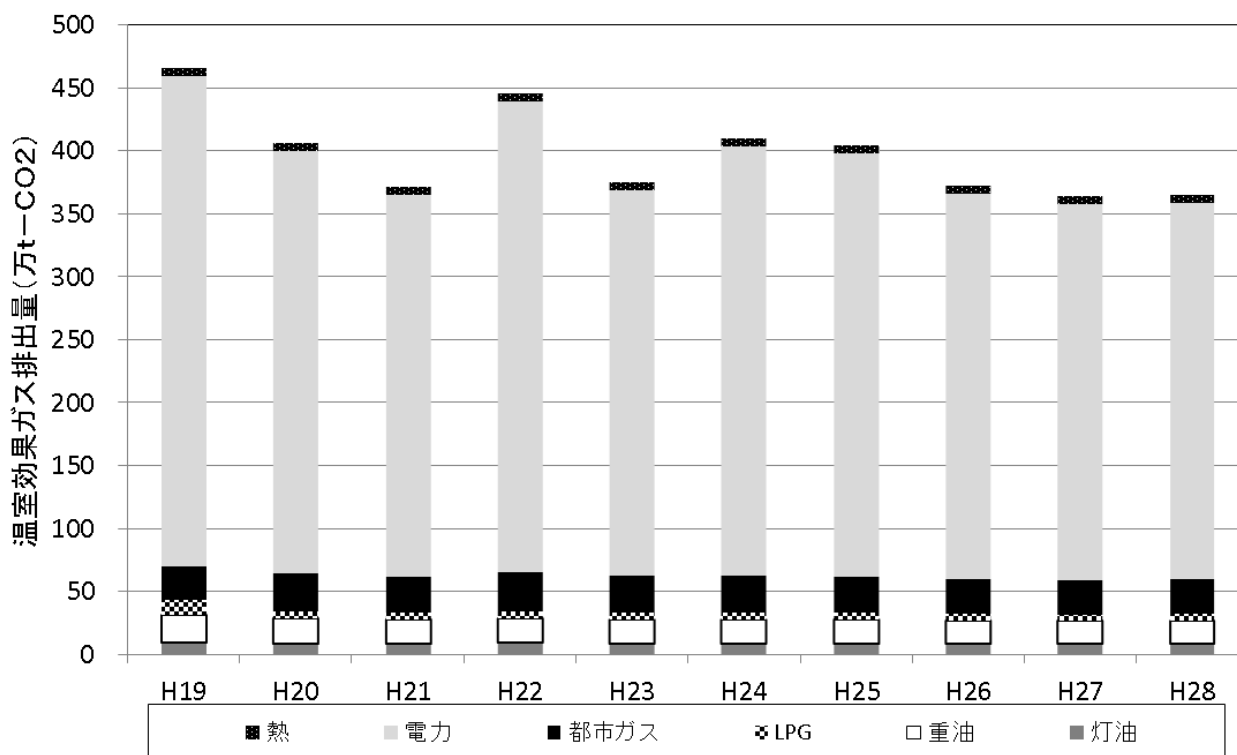
資料：県環境政策課

【民生（業務）部門】

民生（業務）部門における排出量の内訳を見ると、電力由来の排出が約80%を占めています。2次計画期間中においては、電力由来の排出は減少しています。

図表 2-6 民生（業務）部門の温室効果ガス排出量内訳

	H19年度 (万 t-CO ₂)	割合 (%)	H28年度 (万 t-CO ₂)	割合 (%)	基準年度比 (%)
灯油	9.5	2.0	8.4	2.3	▲12.0
重油	21.8	4.7	18.3	5.0	▲16.0
LPG	12.1	2.6	5.3	1.4	▲56.2
都市ガス	26.6	5.7	27.8	7.6	+4.4
電力	389.8	83.4	298.7	81.6	▲23.4
熱	6.5	1.4	6.3	1.7	▲2.4
合計	467.5	100.0	365.9	100.0	▲21.7



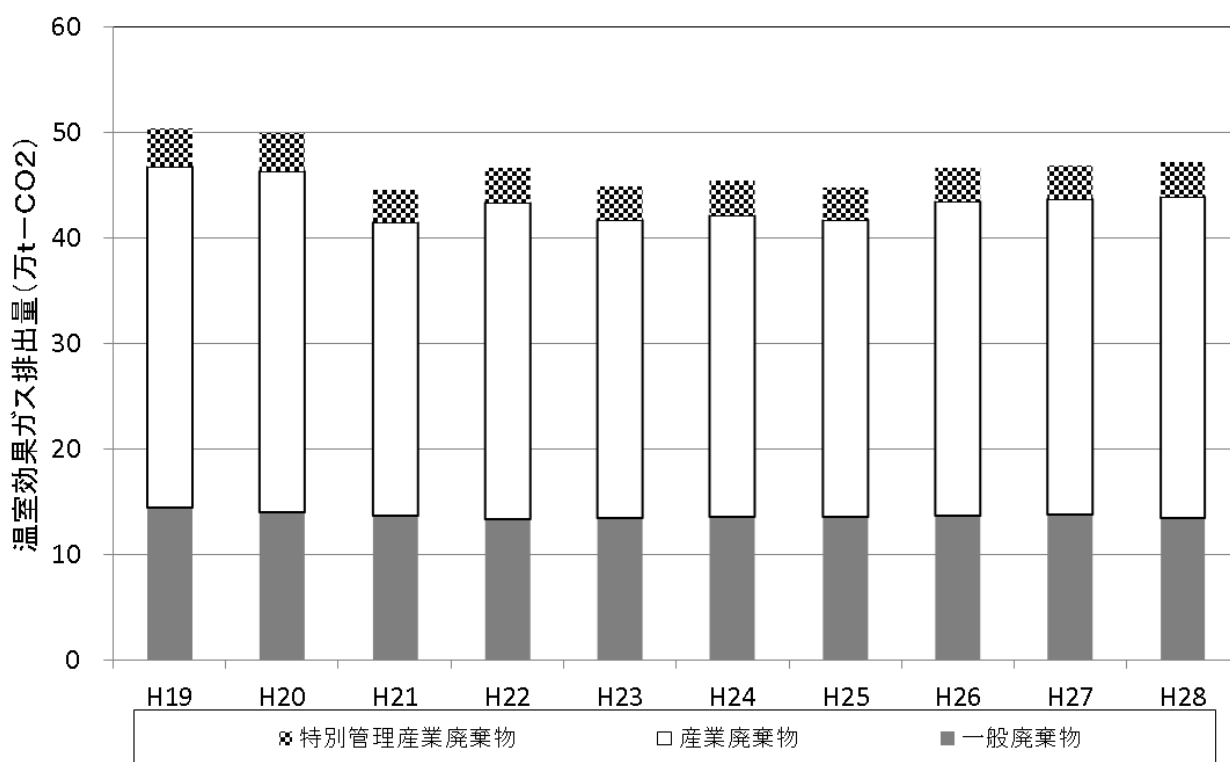
資料：県環境政策課

【廃棄物部門】

廃棄物部門における排出量の内訳を見ると、産業廃棄物由来の排出が約 65%を占めており、一般廃棄物由来の排出が約 29%と続いています。2次計画期間中において、いずれの排出も減少しています。

図表 2-7 廃棄物部門の温室効果ガス排出量内訳

	H19年度 (万 t-CO ₂)	割合 (%)	H28年度 (万 t-CO ₂)	割合 (%)	基準年度比 (%)
一般廃棄物	14.5	28.7	13.5	28.5	▲7.0
産業廃棄物	32.3	64.0	30.5	64.6	▲5.6
特別管理 産業廃棄物 ²⁸	3.7	7.3	3.2	6.8	▲12.3
合計	50.5	100.0	47.2	100.0	▲6.5



資料：県環境政策課

28 特別管理産業廃棄物：産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもの。

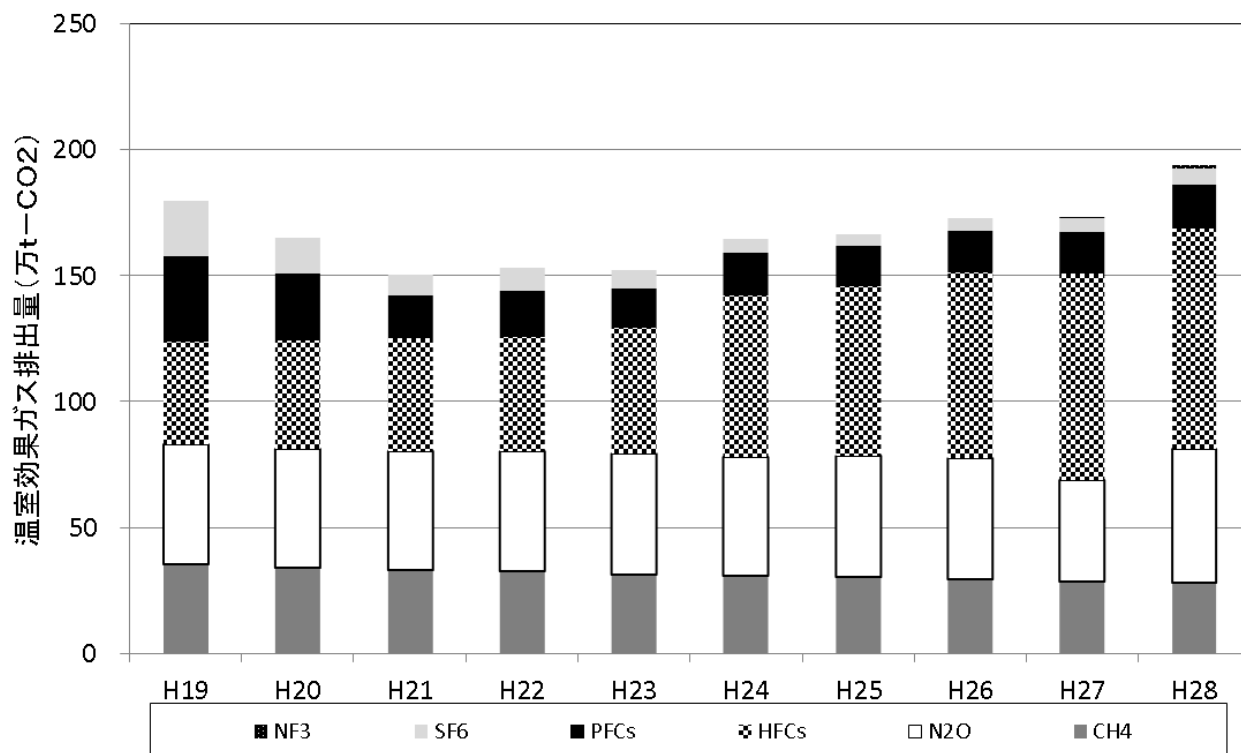
【その他ガス】

その他ガス排出量の内訳を見ると、主に冷凍、冷蔵機器や空調機器に使用されているハイドロフルオロカーボン類（HFCs）の排出量が大幅に増加しています。

図表 2-8 その他ガスの排出量内訳

	H19年度 (万 t-CO ₂)	割合 (%)	H28年度 (万 t-CO ₂)	割合 (%)	基準年度比 (%)
CH ₄	35.6	19.8	28.1	14.5	▲21.1
N ₂ O	47.4	26.4	53.3	27.5	+12.4
HFCs	40.9	22.8	87.4	45.0	+113.5
PFCs	34.0	18.9	17.5	9.0	▲48.5
SF ₆	21.7	12.1	6.5	3.3	▲70.2
NF ₃ [※]	—	—	1.3	0.7	—
合計	179.7	100.0	194.1	100.0	+8.0

※ 地球温暖化対策推進法の改正により、平成 27（2015）年度から追加された。



資料：県環境政策課

第4節 今後の課題

1 省エネルギー対策の推進

【産業部門，民生（業務）部門】

「温室効果ガス削減計画」策定・公表制度により，事業者の自主的な取組を推進しましたが，事業者の取組結果に基づいた，省エネの取組や設備導入に係る情報提供が行えていません。また，事業者においては，環境への取組の重要性を認識し，自主的に計画を策定して取組を実施する企業が増加する一方で，環境への取組が遅れている企業も見られます。

図表 2-9 「温室効果ガス削減計画」策定・公表制度における計画書，報告書提出数

単位：事業所

項目	H26	H27	H28	H29	H30	R1
計画書提出事業所数	182	185	182	176	202	219
報告書公表数	178	169	170	173	191	216

資料：県環境政策課

【運輸部門】

環境性能の良い次世代自動車²⁹へのシフトが非常に重要であるため，引き続き，「自動車使用合理化計画」策定・公表制度による，事業者の自主的な取組を促すとともに，家庭に対して啓発していくことが求められます。

図表 2-10 「自動車使用合理化計画」策定・公表制度における計画書，報告書提出数

単位：事業所

項目	H26	H27	H28	H29	H30	R1
計画書及び報告書提出事業所数	81	83	83	80	80	80

資料：県環境保全課

図表 2-11 次世代自動車導入台数

単位：万台

項目	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
次世代自動車導入台数	6.0	8.1	10.0	11.9	13.9	15.9	17.8

出典：運輸要覧（中国運輸局）

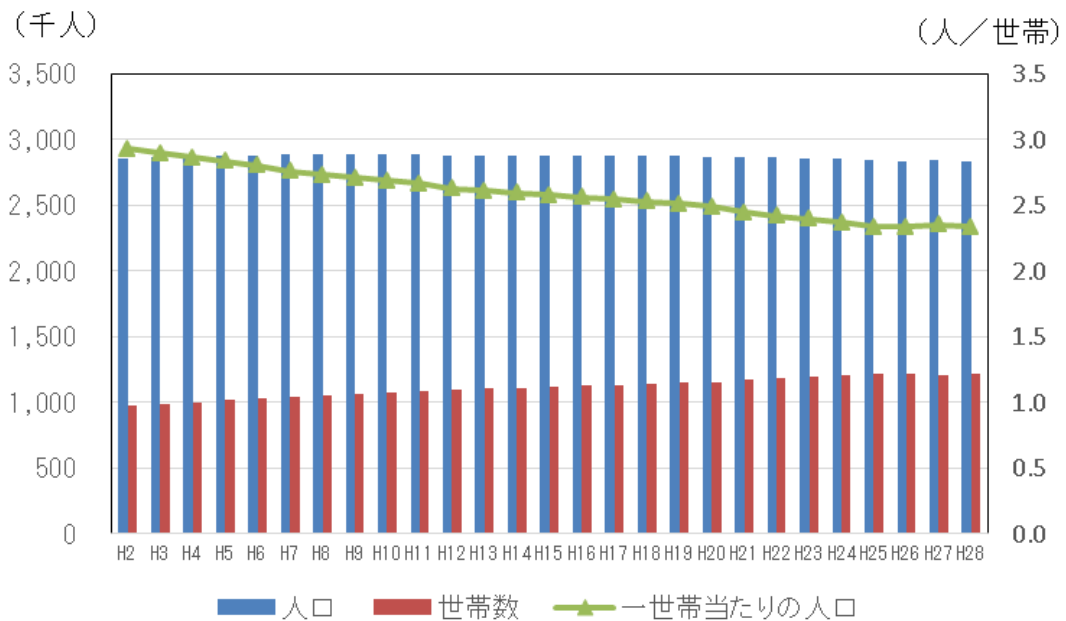
29 次世代自動車：窒素酸化物（NO_x）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出が少ない，または全く排出しない，燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車のことで，燃料電池自動車（FCV），電気自動車（EV），天然ガス自動車（CNG），ハイブリッド自動車（HV），プラグインハイブリッド自動車（PEV），クリーンディーゼル自動車（CDV）などを指す。

【民生（家庭）部門】

少人数世帯数の増加や家電の大型化など、温室効果ガスの排出増加に寄与する社会状況にある中、環境への意識が高い層の節電などの取組は既に進んできているものと思われます。さらに、家電の省エネ化は進みましたが、買い替えがなかなか進まない実態があると思われます。

今後に向けては、住宅の断熱化のような、常日頃から意識しなくても省エネが実践できるような取組が求められます。

図表 2-12 人口・世帯数・一世帯当たり人口（広島県）



出典：県人口移動統計調査報告

【廃棄物部門】

引き続き、廃棄物の排出を少なくするため、排出抑制、再使用を進めるほか、排出された廃棄物を資源として再生利用し、再生利用できない廃棄物はエネルギー・熱回収を図ることが求められます。

図表 2-13 一般廃棄物及び産業廃棄物の排出量

単位：万 t

項目	H25	H26	H27	H28	H29	H30
一般廃棄物	92.2	91.8	92.0	90.6	90.6	90.8
産業廃棄物	1,465	1,435	1,439	1,444	1,456	1,465

資料：県循環型社会課，県産業廃棄物対策課

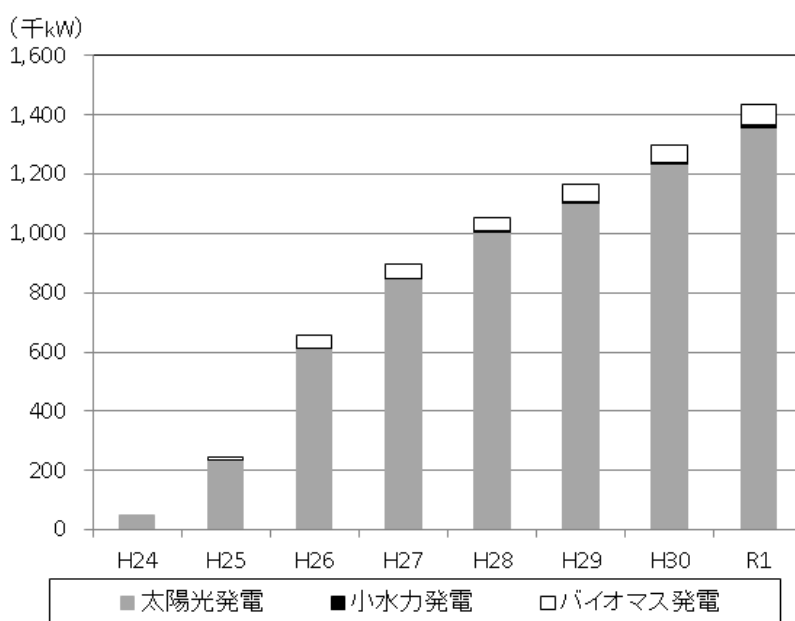
2 再生可能エネルギーの導入促進

国の再生可能エネルギーの電力固定買取価格制度（FIT）により、住宅や建築物などへ太陽光発電の導入が進んできましたが、引き続き、より一層の促進が求められています。

一方、2次計画策定当初、導入を期待されていた小型風力発電は、発電コストが高く、導入が進みませんでした。また、廃棄物発電についても、畜産廃棄物をガス化したバイオガスの利用が想定されていましたが、実際は畜産廃棄物の約9割が肥料等の農地還元利用され、発電用途への利用が進みませんでした。

今後に向けては、環境配慮と導入実現性を考慮しつつ、更なる導入促進を図る必要があります。

図表 2-14 FIT 制度³⁰に基づく広島県の再生可能エネルギー設備導入量



単位: 千kW

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
太陽光発電	48	236	610	847	1,005	1,103	1,234	1,359
風力発電	0	0	0	0	0	0	0	0
小水力発電	0	0	2	2	3	6	6	8
地熱発電	0	0	0	0	0	0	0	0
バイオマス発電	0	11	46	46	46	56	58	68
合計	48	247	658	895	1,054	1,164	1,298	1,435

※導入量は累計。

※平成 26（2014）年度以降は移行認定分を含む。

出典：資源エネルギー庁「固定価格買取制度 情報公表用ウェブサイト」

30 電力固定価格買取制度（FIT）：平成 24（2012）年 7 月に施行された「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づき、再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）を用いて発電された電力を、国が定める固定価格で、一定期間、電気事業者が調達を義務付ける制度。

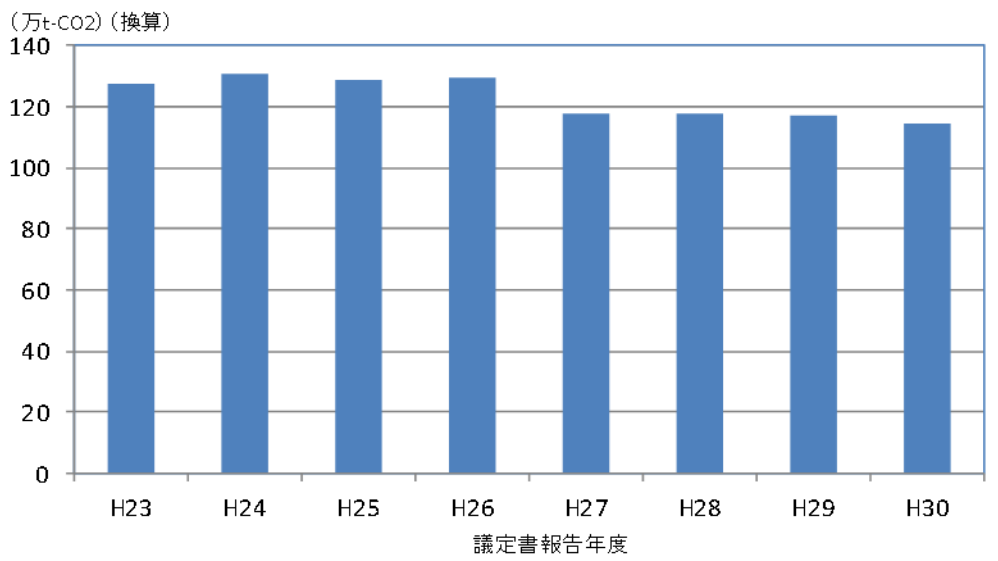
3 森林吸収源対策の推進

京都議定書に定める全国の森林の吸収源活動を、広島県の森林面積により按分したところ、平成30(2018)年度は114万t-CO₂になっています。

林業を行う事業地の集約化が進んでいないことや、所有林管理に対する不安、採算の悪さから所有者の再造林への投資が進まないことなどにより、長期的に安定した林業経営の確立に至っていません。

また、手入れ不足人工林がまだまだ存在するなど、森林の経営管理がなされていない森林が存在しています。

図表 2-15 森林吸収源による温室効果ガス吸収量（試算値）



単位：万t-CO₂(換算)

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
吸収量	127	131	129	129	118	118	117	114

出典：環境省「日本国温室効果ガスインベントリ報告書（2014, 2020）」及び林野庁計画課「森林資源の現況」を基に試算

4 基盤づくりの促進

活動主体の高齢化や少子化などにより、取組が十分に行えない事例が生じているほか、多様な社会活動が活発化しており、環境問題への取組が埋没している面があります。

研究については、引き続き地域ニーズに沿った課題解決に向けた取組が求められます。

業務用冷凍空調機器の廃棄時の代替フロン回収率が低く、適切な回収が行われていない事例があると考えられています。

図表 2-16 地球温暖化対策地域協議会が設置されている市町数及び協議会数

項目	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
市町数	10	11	14	15	16	16	16	16	16	16	16	16	15
協議会数	15	18	22	25	26	26	26	26	26	26	26	24	23

資料：県環境政策課

第5節 社会情勢の変化

第2次計画策定後から現在、そして今後想定される社会情勢や環境の変化を把握し、今後の環境施策への影響を検討しました。

1 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組の重要性

平成27（2015）年の国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、「持続可能な開発目標（SDGs）」として、17のゴールと169のターゲットが設定されました。SDGsには、気候変動やクリーンエネルギーなど環境関係の課題に対するゴールが多く含まれており、それぞれが密接に関連しています。

地球温暖化問題は、ほぼ全ての社会活動・経済活動に結びついており、SDGsの考え方を取り入れて、あらゆる主体を巻き込みながら、今後の環境施策を推進していく必要があります。

2 人口減少・少子高齢化の進展

急速に進行する人口減少により、エネルギー消費に伴う温室効果ガスの排出が減るとされる一方、世帯の少人数化や高齢化により、一人当たりのエネルギー消費量が増えるといった環境負荷の増大の懸念があります。このため、少子高齢化等によるライフスタイルの変化に対応した環境施策を展開していく必要があります。

3 AI³¹/IoT³²等のデジタル技術の急速な進展

AI/IoTなどの技術やビッグデータを活用したDX³³が進展しているところであり、産業構造の変革や人の働き方・ライフスタイルの変革など、社会活動・経済活動に大きな影響を及ぼすことが想定されています。

地球温暖化対策においても、このデジタル技術を積極的に活用することで、エネルギーの見える化（エネルギーマネジメントシステム）を活用した効率的な省エネルギー対策や、太陽光発電のオンライン制御による出力制御の低減など、エネルギー有効利用の更なる進展が見込まれています。

4 新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症の世界的な流行とその有効な治療法の未確立な状況の継続は、新興感染症等に対する恒常的なリスクへの備えの重要性を明らかにし、「新しい生活様式」と呼ばれる行動変容が求められています。

温室効果ガスの排出量に対して、人の移動の減少や働き方の多様化といった様々な社会環境の変化は、短期的には産業活動の低下などにより減少する可能性が高いものの、働く場所の分散化や換気の増加により空調等の効率が悪くなるなど、長期的には増加する懸念もあるため、状況を注視する必要があります。

31 AI：Artificial Intelligence（人工知能）の略。コンピュータがデータを分析し、推論・判断、最適化提案、課題定義・解決・学習などを行う、人間の知的能力を模倣する技術を意味する。

32 IoT：Internet of Things の略。これまで主にパソコンやスマートフォンなどの情報機器が接続していたインターネットに、産業用機器から自動車、家電製品までさまざまな「モノ」をつなげる技術。

33 DX：Digital transformation の略で、「デジタルによる変革」の意味です。AIやIoT、ビッグデータなどのデジタル技術を活用して仕事や暮らし、社会に大きな変革をもたらすと考えられている。

【持続可能な開発目標（SDGs）について】

平成 27(2015)年 9 月 25 日の国連総会で持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals/ SDGs)が採択されました。

1 SDGs とは

SDGs とは, Sustainable Development Goals の略称で, 持続可能な開発目標を指します。令和 12 (2030) 年までに持続可能な社会をつくるために, 私たちの世界が直面する喫緊の環境, 政治, 経済の課題に対して発展途上国と先進国がともに取り組む普遍的目標です。この持続可能な開発目標 (SDGs) は 17 のゴールと 169 のターゲットから構成されており, 地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っています。SDGs は, 人間の尊厳を奪う貧困へのグローバルな取り組みとして平成 12 (2000) 年にスタートしたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継となる目標です。MDGs の成功を土台としつつ, 気候変動や経済的不平等, イノベーション, 持続可能な消費, 平和と正義などの新たな分野を優先課題として盛り込んでいます。ある目標を達成するためには, むしろ別の目標と広く関連付けられる問題にも取り組まねばならないことが多いという点で, 目標はすべて相互持続的といえます。

2 SDGs の 17 のゴールって何？

①貧困をなくそう, ②飢餓をゼロに, ③すべての人に健康と福祉を, ④質の高い教育をみんなに, ⑤ジェンダー平等を実現しよう, ⑥安全な水とトイレを世界中に, ⑦エネルギーをみんなにそしてクリーンに, ⑧働きがいも経済成長も, ⑨産業と技術革新の基盤をつくろう, ⑩人や国の不平等をなくそう, ⑪住み続けられるまちづくりを, ⑫つくる責任つかう責任, ⑬気候変動に具体的な対策を, ⑭海の豊かさを守ろう, ⑮陸の豊かさを守ろう, ⑯平和と公正をすべての人に, ⑰パートナーシップで目標を達成しよう



出典：「国際平和拠点ひろしま」ホームページ

第3章 目指す姿と削減目標

第1節 30年後に目指す姿 ～「ネット・ゼロカーボン社会」の実現～

温暖化への対応は経済成長の制約ではなく、積極的に温暖化対策を行うことが、産業構造や経済社会の変革をもたらし、大きな成長につながると考えられてきています。

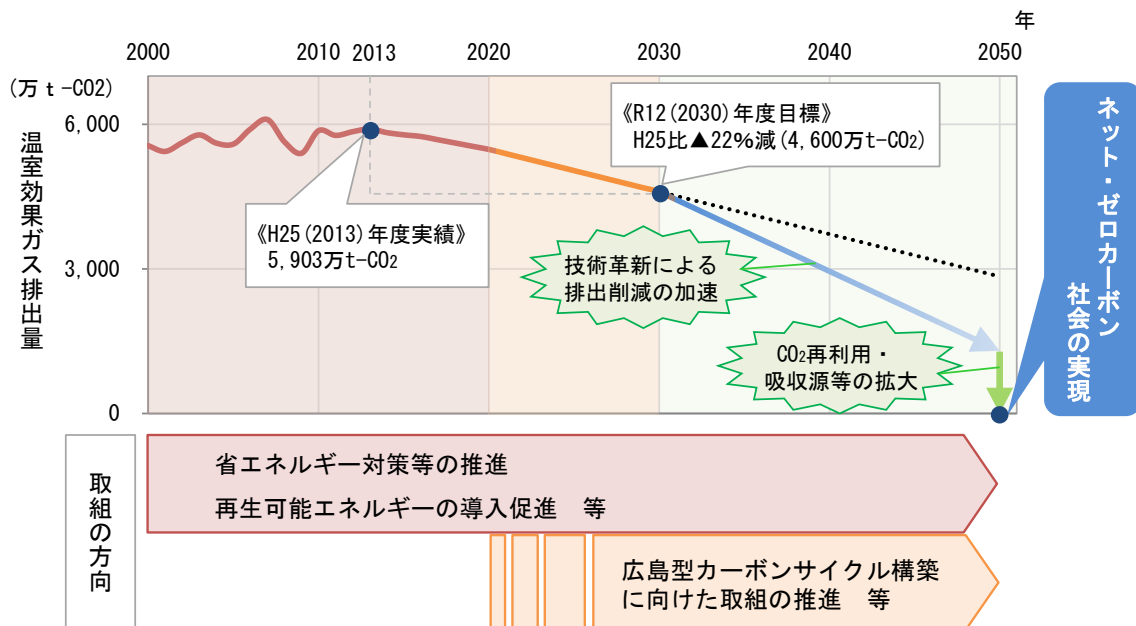
そこで、産業活動の維持・拡大と両立して、二酸化炭素を資源として捉え、回収・再利用するためのカーボンリサイクル技術の普及、拡大を目指します。

従来から行ってきた省エネルギーへの対策強化、再生可能エネルギーの導入促進等の取組に加え、二酸化炭素のサイクル（カーボンサイクル）の推進に取り組むことで、社会全体において、二酸化炭素などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、再利用等による除去量との均衡が達成された、温室効果ガス排出実質ゼロとする「ネット・ゼロカーボン社会」の実現を目指して、県民、事業者など多様な主体がともに取組を進められるよう、「みんなで挑戦 未来につながる 2050 ひろしまネット・ゼロカーボン宣言」を行います。

【2050（令和32）年におけるネット・ゼロカーボン社会の実現に向けたイメージ】

- ・令和12（2030）年度までは、本計画に基づき、施策を推進し、令和12（2030）年度における温室効果ガス排出量を平成25（2013）年度比22%減（4,600万t-CO₂）とすることを目指します。
- ・令和12（2030）年度以降は、現時点で解決できていない課題について、広島県大崎上島町で進められているカーボンリサイクル技術の実証研究拠点化の取組などの技術革新（イノベーション）により、二酸化炭素排出量の削減及び二酸化炭素再利用の取組を加速し、新たなビジネスモデルの構築につなげていきます。
- ・また、カーボンが自然界や産業活動の中で様々な形で循環し、持続的に共生できる社会経済「カーボンサーキュラーエコノミー」の実現に向けた取組を推進します。

図表 ネット・ゼロカーボン社会の実現に向けたイメージ



第2節 10年後に目指す姿

ネット・ゼロカーボン社会の実現に向けて、省エネ住宅や省エネ家電等の普及・拡大や、生産・加工・流通・消費の各段階における省エネルギーの徹底、再生可能エネルギーの活用が進み、二酸化炭素の排出をできるだけ抑えた暮らしや事業活動が定着しています。

加えて、二酸化炭素を建設資材や燃料等の原材料として再利用する取組や農林水産業における利用、石油由来プラスチックからの代替などを促進し、環境と地域経済の好循環を図りながら、広島型カーボンサイクル構築の取組が加速しています。

第3節 目標設定の考え方

1 削減目標の算出方法

国は、平成28(2016)年に「地球温暖化対策計画」を策定し、温室効果ガス削減目標を、中期目標として、令和12(2030)年度において、平成25(2013)年度比26.0%減の水準にすることとしています。この目標は、経団連(産業界)の低炭素社会実行計画や、業界団体へのヒアリング等を踏まえ、具体的な数字の裏付けのある個々の対策について、排出削減見込量、対策を推進するための国の施策などが各分野・区分ごとに示されています。

県としても、この国目標が達成されるよう、着実に取り組んでいきます。

目標設定に当たっては、まず、現状から特段の対策を行わない場合(趨勢型(BaU)シナリオ)の温室効果ガス排出量の将来予測を行い、そこから国の「地球温暖化対策計画」における削減見込量の考え方を本県に当てはめて算定した場合の削減可能な温室効果ガス排出量を控除して、目標年度(令和12(2030)年度)における排出量(削減目標)を設定します。

なお、「ネット・ゼロカーボン社会」の実現には、二酸化炭素の再利用等に取り組んでいくことが必要ですが、10年後を見据えた当面は、省エネルギーや再生可能エネルギーへの取組により、温室効果ガス排出量自体を削減していくことが最も重要と考えており、削減目標は、再利用や森林等による吸収を考慮しない、真水部分の温室効果ガス排出量の削減目標を設定します。

2 部門ごとの削減目標について

部門ごとの目標設定の考え方について、2次計画では、産業部門においては、「原単位方式」による目標設定を行ってきました。原単位の指標は、事業者が自ら業種特性に応じて設定することとしており、個々の事業者自らによるエネルギー効率の見直し、取組を推進してきました。一方、産業部門は、広島県における二酸化炭素排出量の7割以上を占めており、今後、更なる削減を進めるために、産業部門を含めて総量削減に取り組んでいきます。

第4節 削減目標

まず、目標年次である令和12(2030)年まで、現況のまま追加的な対策を講じない場合(現状趨勢(BaU))の将来予測を行います。部門別の将来推計の方法については次のとおりです。

図表 3-1 温室効果ガスの現状趨勢 (BaU) 予測方法

部門		推計方法
二酸化炭素	産業	・生産量、鉱工業生産指数等のトレンド予測に基づいて推計
	運輸	・自動車保有台数、輸送数量等のトレンド予測と「日本の世帯数将来推計」(国立社会保障・人口問題研究所)により設定した人口、世帯数に基づいて推計
	民生(家庭)	・「日本の世帯数将来推計」(国立社会保障・人口問題研究所)により設定した人口、世帯数に基づいて推計
	民生(業務)	・各業種の延床面積のトレンド予測と「日本の世帯数将来推計」(国立社会保障・人口問題研究所)により設定した人口、世帯数に基づいて推計
	廃棄物	・「日本の世帯数将来推計」(国立社会保障・人口問題研究所)により設定した人口や、焼却に関連する業種における生産量増減率のトレンド予測に基づいて推計
その他ガス		<ul style="list-style-type: none"> ・メタン、一酸化二窒素については、燃料燃焼、運輸等、二酸化炭素と同様に推計 ・ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六フッ化硫黄、三フッ化窒素については、中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会の検討資料「今後のフロン類等対策の方向性について」における試算結果より推計

図表 3-2 温室効果ガスの将来予測 (現状趨勢 (BaU) ケース)

(単位：万 t-CO₂)

区分		H25(2013)	R12(2030)		
		(基準年度)	将来予測 (BaU)	(目標年度)	
		排出量		(基準年度比)	
二酸化炭素	産業部門	4,094	3,733	(▲9%)	
	運輸部門	613	607	(▲1%)	
	民生部門	家庭	579	513	(▲11%)
		業務	405	363	(▲10%)
	廃棄物部門	45	52	(+15%)	
	小計	5,736	5,268	(▲8%)	
その他ガス		167	235	(+41%)	
合計		5,903	5,503	(▲7%)	

次に、対策をすることによる削減見込量を算出します。国の「地球温暖化対策計画」における部門ごとの主な削減見込量は次のとおりです。

図表 3-3 温室効果ガスの対策による削減見込量

(単位：万 t-CO₂)

部門	主な削減対策	削減見込量		
二酸化炭素	産業	業種横断的な省エネ機器の導入（工業炉，コージェネレーションシステム，産業用モーター，ボイラー等）	▲142	▲502
		業種ごとの個別対策	▲49	
		FEMS（Factory Energy Management System）等，見える化によるエネルギー管理	▲6	
		電力排出係数の改善（石炭火力発電の減，再生可能エネルギー発電の増等）	▲305	
	運輸	車両の省エネ（次世代自動車の普及，燃費改善）	▲54	▲84
		鉄道，船舶，航空の省エネ等	▲9	
		インフラ対策（道路，港湾等）	▲6	
		その他（モーダルシフト，国民運動等）	▲16	
	民生（家庭）	高効率省エネ機器の普及（給湯器，照明，冷蔵庫，エアコン等）	▲30	▲114
		住宅の省エネ化（新築の基準適合，既存の断熱改修）	▲21	
		HEMS（Home Energy Management System）等，見える化によるエネルギー管理	▲16	
		国民運動（クールビズ等）	▲8	
		電力排出係数の改善（石炭火力発電の減，再生可能エネルギー発電の増等）	▲40	
	民生（業務）	高効率省エネ機器の普及等（照明，プリンタ，サーバ，自動販売機等）	▲33	▲96
		建築物の省エネ化（新築の基準適合，既存の断熱改修）	▲15	
		BEMS（Building Energy Management System）等，見える化によるエネルギー管理	▲13	
		国民運動（クールビズ等）	▲8	
電力排出係数の改善（石炭火力発電の減，再生可能エネルギー発電の増等）		▲27		
廃棄物	バイオマスプラスチック類の普及，廃棄物焼却量の削減	▲4	▲4	
その他ガス	代替フロン類の漏えい防止，ノンフロン化等の推進等	▲100	▲100	

現状趨勢（B a U）の将来予測値から、削減見込量を控除した、目標年度（令和 12（2030）年度の排出量及び削減率は、次のとおりです。

図表 3-4 目標年度における排出量及び削減率

（単位：万 t・CO₂）

区分		H25(2013) (基準年度)	R12(2030) (目標年度)				
		排出量 ①	将来予測(BaU) ②	削減見込量 ③	対策後排出量 ④=②+③	削減率 ⑤=(④-①)/①	
二 酸 化 炭 素	産業部門	4,094	3,733 (▲9%)	▲502	3,231	▲21%	
	運輸部門	613	607 (▲1%)	▲84	522	▲15%	
	民生 部門	家庭	579	513 (▲11%)	▲114	399	▲31%
		業務	405	363 (▲10%)	▲96	267	▲34%
	廃棄物部門	45	52 (+15%)	▲4	47	+5%	
	小 計	5,736	5,268 (▲8%)	▲802	4,466	▲22%	
その他ガス		167	235 (+41%)	▲100	134	▲19%	
合 計		5,903	5,503 (▲7%)	▲903	4,600	▲22%	

※有効数字の関係上、合計値等が一致しない場合があります。

以上を踏まえ、次のとおり目標を設定します。

【目標値】	
全	体 : 基準年度 (H25) 比 22%削減
【成果指標】	
産 業 部 門	: 基準年度 (H25) 比 21%削減
運 輸 部 門	: 基準年度 (H25) 比 15%削減
民生 (家庭) 部門	: 基準年度 (H25) 比 31%削減
民生 (業務) 部門	: 基準年度 (H25) 比 34%削減
廃 棄 物 部 門	: 基準年度 (H25) 比 5%増加に抑制
そ の 他 ガ ス	: 基準年度 (H25) 比 19%削減

第4章 施策の体系及び取組内容

第1節 基本的な考え方

温室効果ガスの削減目標を達成するため、国際的な動向、国の動向や県内のこれまでの状況や最近の動向、現行計画における取組を受けた課題を踏まえ、本計画における新たな視点・ポイントを整理の上、施策体系及び取組の方向を設定します。

なお、施策の対象とする温室効果ガスは、県内から排出される温室効果ガスの約97%を二酸化炭素が占めている（平成28（2016）年度実績）ことや、その他ガスの対策は、二酸化炭素の排出抑制対策と共通する内容が多いことから、二酸化炭素の削減対策を中心に取り組むこととします。

第2節 本計画における新たな視点・ポイント

1 SDGsの考え方を活用した施策展開

持続可能な開発目標（SDGs）には、「7エネルギーをみんなにそしてクリーンに」や「13気候変動に具体的な対策を」など、地球温暖化関係の課題を含めた17のゴールが設定されており、それぞれが密接に関連しています。

本計画では、SDGsの考え方を取り入れて、県の施策をSDGsと関連付けることで、施策の見える化を図り、県民・事業者への浸透につなげていきます。

2 省エネルギー対策推進の強化

温室効果ガス削減目標を達成するためには、排出量の7割を占める産業部門の削減が重要となります。これまで、生活環境保全条例に基づく「温室効果ガス削減計画書」制度により、事業者自らが排出量を見直し、削減に取り組むよう推進してきたところですが、継続したさらなる削減のため、自主的な取組が着実かつ効率的に達成されるための施策を実施します。

また、家庭部門は、2次計画期間において、最も削減が進んでいません。常日頃の心がけによる節電などの省エネ行動促進に加え、省エネ効果が大きい住宅の断熱化や省エネ家電の使用のような取組について、県に求められている役割を把握しながら、地域活動などに活用してもらえるような施策を検討します。

3 再生可能エネルギーの導入促進

ネット・ゼロカーボン社会の実現には、再生可能エネルギーの導入拡大が欠かせません。これまで、国の再生可能エネルギーの電力固定価格買取制度（FIT）により、県内でも、特に太陽光発電の導入が大幅に図られてきましたが、順次、価格の固定期間の終了を迎えることとなり、買取価格の変動により、再生可能エネルギー発電設備設置費用の回収見通しが不透明な状況となっています。

これまでは、主に再生可能エネルギー発電設備（供給側）に着目した取組を実施してきましたが、FIT 制度に頼らない仕組みづくりのために、これに加え、再生可能エネルギーの利用（需要側）に着目した取組を検討します。

また、大規模な再生可能エネルギー発電設備の設置には、様々な立場からの意見があり、環境や安全への配慮がより求められています。更なる再生可能エネルギーの導入拡大のため、周辺環境への配慮をしながら、経済的な自立をするための課題を整理し、県として可能な取組を検討していきます。

4 広島型カーボンサイクルの構築に向けた取組

二酸化炭素などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、再利用等による除去量との均衡が達成された、温室効果ガス排出実質ゼロとする「ネット・ゼロカーボン社会」を目指すこととします。

具体的には、生産活動で発生した二酸化炭素を分離・回収の上、二酸化炭素を建設資材や燃料等の原材料として再利用する取組や農林水産業における利用などにより、環境と地域経済の好循環を図りながら、SDGs へも貢献することで、日本のみならず世界から注目を集めるような広島型カーボンサイクル構築の取組を推進していきます。

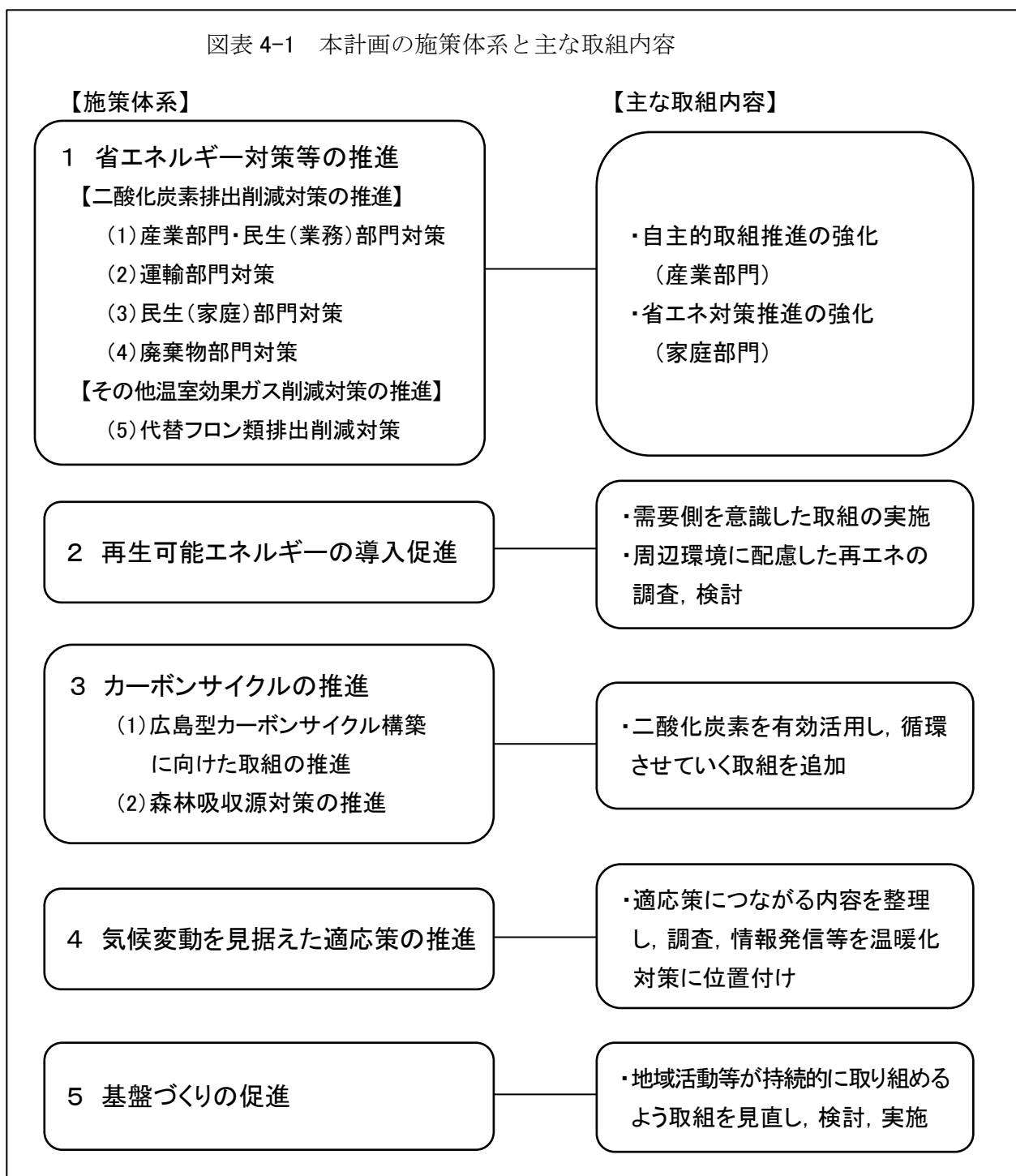
5 気候変動を見据えた適応策

気候変動は、幅広い分野に影響が及ぶことから、広島県における現状を踏まえ、対策の優先順位が高い項目を整理し、情報収集を行いながら、適宜対策を実施するほか、それ以外の項目についても、一元的に情報を収集し、共有し、必要に応じて見直しを行っていきます。

第3節 施策体系

本計画の施策体系は、10年後の広島県の目指す姿を実現するため、次のとおり設定し、施策体系ごとに目指す姿（10年後、5年後）を整理の上、具体的な取組内容を検討します。

図表 4-1 本計画の施策体系と主な取組内容



第4節 施策の展開

1 省エネルギー対策等の推進

《関係する SDGs のゴール》



【二酸化炭素排出削減対策の推進】

(1) 産業部門・民生（業務）部門対策

《目指す姿（10年後）》

事業者は、製品・サービスのサプライチェーン及びライフサイクルを通じ、温室効果ガスの排出量等の把握に努め、環境負荷の低減に寄与する製品・サービスの提供が図られています。消費者が環境に配慮した製品・サービスを選択するために必要な情報が「見える化」され、活用されています。

《目指す姿（5年後）》

エネルギーを一定規模以上使用する事業者は、生活環境保全条例に基づく「温室効果ガス削減計画」の策定・公表、実施状況報告書の県への提出を行い、自社の排出量や排出削減の取組を把握できています。削減計画の進捗状況が進んでいない事業者や、自社の排出量等の把握が進んでいない中小事業者を対象として、県が、省エネ診断士を派遣し、省エネの取組や設備の導入を助言しています。

【現状】

- 産業部門の二酸化炭素排出量は、平成28（2016）年度に4,040万t-CO₂となっており、基準年度（平成25（2013）年度）の4,094万t-CO₂に対し、1.3%減少しています。
- エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）において、エネルギー消費原単位等を中長期的にみて、年平均1%以上低減の努力義務が課せられており、事業者による自主的な取組が進められています。県内の製造品出荷額等が、平成28（2016）年度に994兆円と、基準年度（平成25（2013）年度）の856兆円に対し、16.2%増加していることを踏まえると、事業者の取組が進んでいることが伺えます。
- 民生（業務）部門の二酸化炭素排出量は、平成28（2016）年度に366万t-CO₂となっており、基準年度（平成25（2013）年度）の405万t-CO₂に対し、9.7%減少しています。
- 再生可能エネルギーの増加により電力排出係数が改善されているほか、トップランナー制度により、省エネ性能の高い電気機器が開発・生産・導入されることで、削減が進んでいると考えられます。

【課題】

- 事業者において、環境への取組の重要性を認識し、自主的に計画を策定し、取組を実施する企業が増加していますが、一方で、環境への取組が遅れている企業も見られます。
- 条例に基づく「温室効果ガス削減計画書」制度により、事業者の自主的な取組を推進していますが、事業者の取組結果に基づいた、更なる省エネの取組や設備導入に係る情報提供など、自主的な取組の後押しができていません。

【取組の方向】

○温室効果ガス削減への事業者の自主的な取組の促進

- ・生活環境保全条例に基づく、一定規模以上の温室効果ガスを排出する事業者へ求めている「温室効果ガス削減計画書」の策定・公表制度により、事業者の自主的な取組を促進します。
- ・省エネルギーへの取組があまり進んでいない事業者等に対し、専門家を派遣するなど、自主的な取組が着実かつ効率的に達成されるためのサポートを実施します。

○二酸化炭素の排出抑制につながる技術・設備の導入促進

- ・トップランナー基準³⁴以上のエネルギー効率が高い機器, 断熱性能の高い建築物, BEMS³⁵, 高効率照明など省エネ技術・設備等の導入を促進します。
- ・メガソーラー発電地域還元事業などを通じて、県民に身近な施設などへの省エネルギー設備等の導入について、支援の拡充などを検討します。

○県の事務事業における率先行動の更なる推進

- ・県の事務事業における率先行動として、「広島県グリーン購入方針」に基づき、電気使用機器等の省エネルギータイプへの更新など、県庁舎等の省エネルギー化を計画的に行います。
- ・県が実施するイベント等へのカーボンオフセットの導入を促進します。

【成果指標・参考指標】

成果指標項目	単位	基準値 (H25)	現状 (H28)	目標値 (R12)
二酸化炭素排出量 H25比削減率 (産業部門)	%	— (4,094万t-CO ₂)	▲1 (4,040万t-CO ₂)	▲21 (3,231万t-CO ₂)
二酸化炭素排出量 H25比削減率 (民生 (業務) 部門)	%	— (405万t-CO ₂)	▲10 (366万t-CO ₂)	▲34 (267万t-CO ₂)

参考指標項目	単位	基準値 (H25)	現状 (H28)	目標値 (R12)
電力使用量 H25比削減率 (民生 (業務) 部門)	%	— (17,076TJ)	▲8 (15,792TJ)	▲24 (12,399TJ)
温室効果ガス削減計画書において、 前年度より原単位等が改善した事業者 (R3~R12)	%	58	54 (H30)	60
県のグリーン購入調達率	%	96.8	88.3 (R1)	100 (R7)

34 トップランナー基準：省エネ法に基づき、自動車の燃費基準や電気・ガス石油機器（家電・OA機器等）等の省エネルギー基準を、各々の機器においてエネルギー消費効率が現在商品化されている製品のうち、最も優れている性能以上にするという考え方。

35 BEMS：Building Energy Management Systemの略。ビルの機器・設備等の運転管理によってエネルギー消費量の削減を図るためのシステム。（人感センサーや自動調光などによる室内環境の自動管理や、機器設備・配管等の温度・流量・圧力などのデータを収集して、運転管理者に対して評価を表示するなど）。

(2) 運輸部門対策

《目指す姿（10年後）》

次世代自動車の活用，エコドライブの推進，公共交通機関や自転車の利用促進等により，低炭素ライフスタイルへ転換しています。

《目指す姿（5年後）》

一定規模以上の自動車を使用する事業者は，生活環境保全条例に基づく「自動車使用合理化計画」の策定・公表，実施状況報告書の県への提出を行い，自社の自動車使用状況や低公害車の導入状況等を把握し，自主的に温室効果ガスを抑制する取組を見直し，実施しています。また，県は，次世代自動車の活用，エコドライブの推進，公共交通機関や自転車の利用促進等について，必要な情報を提供しています。

【現状】

- 運輸部門の二酸化炭素排出量は，平成 28（2016）年度に 583 万 t-CO₂ となっており，基準年度（平成 25（2013）年度）の 613 万 t-CO₂ に対し，4.8%減少しています。
- 次世代自動車の導入台数が，平成 28（2016）年度に 13.9 万台と，基準年度（平成 25（2013）年度）の 8.1 万台に対して大幅に増加しており，燃費の改善等が図られています。

【課題】

- 環境性能の良い次世代自動車 へのシフトが非常に重要であるため，引き続き，「自動車使用合理化計画」策定・公表制度による，事業者の自主的な取組を促すとともに，家庭に対して啓発していくことが求められます。
- エコドライブ等の普及や道路交通流対策などにも取り組んできたところですが，さらなる削減のためには，引き続き取組が求められます。

【取組の方向】

- 「自動車使用合理化計画」の策定・公表制度の適切な運用
 - ・生活環境保全条例に基づく，一定規模以上の自動車を使用する事業者へ求めている「自動車使用合理化計画書」（自動車の使用の合理化，低公害車の導入，エコドライブ 等）の策定・公表制度により，事業者の自主的な取組を促進します。
- 低炭素型交通体系の推進
 - ・LED 式信号灯器等の整備を推進します。
 - ・道路整備，交通管制システムの高度化を推進し，交通の円滑化を図ります。
 - ・パーク＆ライドをはじめとした都市交通円滑化施策の推進や，多様な公共交通機関の乗換を総合的かつ高度にシームレス化することにより，公共交通機関の利用促進等を図ります。
- 物流の効率化等
 - ・物流拠点の整備等により，物流の効率化・円滑化を図ります。
- エコドライブ等の啓発
 - ・エコドライブやアイドリングストップ等，環境にやさしい運転の啓発や広報活動を推進します。
 - ・本県の事務事業における率先行動として，エコドライブを推進します。
- 県自らの次世代自動車の率先導入
 - ・「広島県グリーン購入方針」に基づき，計画的に次世代自動車を導入します。

【成果指標・参考指標】

成果指標項目	単位	基準値 (H25)	現状 (H28)	目標値 (R12)
二酸化炭素排出量 H25比削減率 (運輸部門)	%	— (613万t-CO ₂)	▲5 (583万t-CO ₂)	▲15 (522万t-CO ₂)

参考指標項目	単位	基準値 (H25)	現状 (H28)	目標値 (R12)
次世代自動車導入割合	%	8.1	17.8 (H30)	40
年間渋滞損失時間	万時間	—	4,500 (R1)	3,000

(3) 民生 (家庭) 部門対策

《目指す姿 (10 年後)》

家庭において、自らのエネルギー消費量・温室効果ガス排出量を把握するとともに、地球温暖化対策に資するあらゆる賢い選択 (COOL CHOICE) をし、健康面への配慮や快適性など豊かさのある低炭素住宅・建築物の選択、省エネルギー機器への買換え等により、低炭素ライフスタイルへの転換が図られています。

《目指す姿 (5 年後)》

家庭において、省エネ機器や省エネ住宅など、初期投資が比較的高額になる製品等について、長期的なコストメリットが分かりやすく「見える化」されています。また、環境イベント等を通じ、省エネ行動の必要性とメリットが認識されています。

【現状】

- 民生 (家庭) 部門の二酸化炭素排出量は、平成 28 (2016) 年度に 517 万 t-CO₂ となっており、基準年度 (平成 25 (2013) 年度) の 579 万 t-CO₂ に対し、10.7%減少しています。
- 全国的に同様の傾向であり、再生可能エネルギーの増加により電力排出係数が改善されているほか、気象条件 (暖冬など) による空調機器の使用頻度の変化などが影響していると考えられます。

【課題】

- 家電の省エネ化は一定程度進んでいると思われていますが、少人数世帯数の増加や家電の大型化などにより、実際の削減につながっていません。
- 二酸化炭素排出量削減効果の高い、省エネ機器については、ランニングコストが安くなることを踏まえて、優先的に選択されることが求められます。
- 家庭において、断熱性能が高いなど、一定の省エネルギー対策を講じた住宅は、新築住宅を中心に普及し始めていますが、既存住宅を含めた住宅ストック全体としては、十分普及が進んでいるとはいえない状況です。

【取組の方向】

○地域における温暖化防止の取組の促進

- ・「広島県地球温暖化防止活動推進センター」,「地球温暖化対策地域協議会」,「地球温暖化防止活動推進員」,「ひろしま地球環境フォーラム」等と連携し,地域における取組を推進します。〔「5基盤づくりの促進」に再掲〕
- ・メガソーラー発電還元事業等を通じて,地域団体における省エネ活動を幅広く支援します。

○二酸化炭素排出量「見える化」の促進

- ・各家庭における,電気やガスなどのエネルギー消費量や温室効果ガス排出量を見える化し,ライフスタイルに合わせた,具体的な対策を提案する「うちエコ診断」の普及に取り組めます。

○省エネルギー住宅の推進

- ・冷暖房コストを削減できる,断熱性能の高い省エネルギー住宅や,省エネと再生可能エネルギーを兼ね備えたネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)の普及を推進します。
- ・「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」,「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」,「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づき,省エネ建築物等の普及を推進します。
- ・地球環境に配慮した県営住宅を整備します。

○二酸化炭素の排出抑制につながる技術・設備の導入促進

- ・HEMS,スマートメーターなどのエネルギー管理機器や,省エネタイプの給湯器,空調,冷蔵庫などの設備の導入を促進します。

○省エネの実践行動を促すための仕組みづくり・情報発信

- ・冷房時,室温28℃を目安に快適に過ごすことができるライフスタイル「クールビズ(COOL BIZ)」や暖房時の「ウォームビズ(WARM BIZ)」を推進します。
- ・新型コロナウイルスの影響による新たな生活スタイルを踏まえつつ,「クールシェア」「ウォームシェア」など取組のあり方を検討し,推進します。

【成果指標・参考指標】

成果指標項目	単位	基準値(H25)	現状(H28)	目標値(R12)
二酸化炭素排出量 H25比削減率(民生(家庭)部門)	%	— (579万t-CO ₂)	▲11 (517万t-CO ₂)	▲31 (399万t-CO ₂)

参考指標項目	単位	基準値(H25)	現状(H28)	目標値(R12)
電力使用量 H25比削減率(民生(家庭)部門)	%	— (23,711TJ)	▲7 (22,251TJ)	▲24 (18,013TJ)
一定の省エネルギー対策を講じた 住宅ストックの比率	%	20.6	23.9(H30)	38(R7)

(4) 廃棄物部門対策

《目指す姿（10年後）》

廃棄物の発生が最小限に抑えられるとともに、発生した廃棄物は再利用・再生利用され、さらにエネルギー利用されることで、天然資源が無駄なく活用されています。

《目指す姿（5年後）》

廃棄物の積極的な3Rが進むとともに、廃棄物焼却施設には、熱回収施設が整備されており、発電等により廃棄物のエネルギー利用が行われています。

【現状】

- 廃棄物部門の二酸化炭素排出量は、平成28（2016）年度に47万t-CO₂となっており、基準年度（平成25（2013）年度）の45万t-CO₂に対し、5.3%増加しています。
- 全国的に、産業廃棄物である廃プラスチック類の排出量が増加傾向にあることが影響しています。

【課題】

- 温室効果ガス排出の主な原因である廃プラスチック類の排出量と焼却量の削減が求められます。
- 再生利用が可能なプラスチック容器等の分別が十分にされていません。
- 一般廃棄物の処理は約7割が焼却であり、排出抑制や再生利用を進めてもなお、焼却せざるを得ないものがあります。

【取組の方向】

- 廃棄物処理におけるリサイクル等の推進
 - ・廃プラスチックの回収体制の強化やリサイクル施設の整備を促進するなど、エネルギー利用を含めた再生利用を推進し、プラスチック対策の強化に取り組みます。
 - ・一般廃棄物については、店頭回収も含めた分別回収の取組を強化するとともに、熱回収施設を整備し、発電等による廃棄物のエネルギー利用を促進します。
 - ・廃棄物処理法による産業廃棄物多量排出事業者処理計画の策定、公表制度により事業者の自主的な廃棄物の発生抑制、減量化を推進します。

【成果指標・参考指標】

成果指標項目	単位	基準値（H25）	現状（H28）	目標値（R12）
二酸化炭素排出量	%	—	+5	+5
H25比増加抑制率（廃棄物部門）		(45万t-CO ₂)	(47万t-CO ₂)	(47万t-CO ₂)

参考指標項目	単位	基準値（H25）	現状（H28）	目標値（R12）
廃プラスチック類の再生利用率	%	53.8	64.3(H30)	76.4(R7)

【その他温室効果ガス削減対策の推進】

(5) 代替フロン類排出削減対策

《目指す姿（10年後）》

代替フロン類を使用した冷凍空調機器について、排出が抑えられている他、環境負荷の低い冷媒へ置き換えられています。

《目指す姿（5年後）》

代替フロン類を使用した冷凍空調機器について、排出を抑える取組が進んでいる他、環境負荷の低い冷媒への置き換えが進められています。

【現状】

- 代替フロン類等4ガス（HFCs, PFCs, SF₆, NF₃）を含む、二酸化炭素以外のその他ガスの排出量は、平成28（2016）年度に194万t-CO₂となっており、基準年度（平成25（2013）年度）の167万t-CO₂に対し、16.5%増加しています。
- HFCsの排出量が増加傾向であり、全国的にも同様の傾向です。
- 代替フロン類が使用されている業務用空調冷凍機器について、フロン排出抑制法が改正され、令和2（2020）年4月から、フロン類の回収率の向上などフロン類の排出抑制を推進するための措置が強化されています。

【課題】

- 業務用冷凍空調機器の廃棄時の代替フロン回収率が低く、適切な回収が行われていません。

【取組の方向】

- 代替フロン類対策の推進
 - ・「フロン排出抑制法」に基づき、業務用冷凍空調機器からのフロン類の充填・回収を業として行う者の登録及び立ち入り検査等を実施し、適切な回収を促進します。
 - ・「家電リサイクル法」に基づき、対象4品目の廃家電（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）の適正な引渡しとリサイクル料金等の負担について、県民等へ周知します。
 - ・「自動車リサイクル法」に基づき、使用済自動車からのフロン類の回収を推進します。

【成果指標・参考指標】

成果指標項目	単位	基準値（H25）	現状（H28）	目標値（R12）
その他ガス排出量	%	—	+16	▲19
H25比削減率		(167万t-CO ₂)	(194万t-CO ₂)	(134万t-CO ₂)

2 再生可能エネルギーの導入促進

《関係する SDGs のゴール》



《目指す姿（10年後）》

太陽光発電について、家庭及び事業者において、十分に環境や安全に配慮がなされた上で、導入拡大が図られ、適切な管理が行われています。

太陽光以外の再生可能エネルギーについては、経済的な自立性を確認し、十分に環境や安全に配慮がなされた上で、導入拡大が図られ、適切な管理が行われています。

こうした取組により、各種再生可能エネルギーについて、安定供給面、コスト面、環境面等の課題に適切に対処しつつ、各電源の個性に応じた最大限の導入拡大と県民負担の抑制の両立が実現されています。

《目指す姿（5年後）》

太陽光発電については、家庭及び事業者において、有用性が認識され、導入拡大が図られています。

太陽光以外の再生可能エネルギーについては、経済的な自立性を考慮しながら、十分に環境や安全に配慮がなされた上で、導入が進みつつあります。

こうした取組により、再生可能エネルギーの利用ができる限り検討され、活用への取組が進んでいます。

【現状】

- 日射量が多いという本県の地域特性及び電力固定価格買取制度（FIT）等により、太陽光発電の導入が進んでおり、太陽光発電システムの設置導入容量は、令和元（2019）年度末時点で1,359千kWになっています。
- 県と中国電力グループの共同によるメガソーラーの設置や、国の基金事業を活用した防災拠点への太陽光発電設備の導入支援などにより、太陽光発電の普及が拡大しています。
- 太陽光発電以外の再生可能エネルギーについては、木質や下水汚泥の消化ガスを活用したバイオマス発電、廃棄物焼却による発電などが行われています。

【課題】

- 太陽光発電は、電力系統や賦課金による県民の負担抑制に留意しながら、安定的・継続的な普及が求められています。
- 太陽光発電以外の再生可能エネルギーについては、エネルギー源の供給などを踏まえて環境や安全に配慮しながら、維持や導入拡大に向けた支援が求められます。

【取組の方向】

○太陽光のエネルギー利用の促進

- ・引き続き、エネルギーの地産地消、災害時の自立分散型電源確保等の観点から、課題を整理し、県として可能な取組を検討し、家庭や工場・事業場、公共施設等への太陽光発電の普及拡大を図ります。
- ・地域還元型メガソーラー発電所の安定した運営を行います。
- ・メガソーラー発電還元事業のあり方を見直しながら、再生可能エネルギーの導入を支援します。

○木質バイオマスのエネルギー利用の促進

- ・林地残材等の木質資源を有効活用するため、燃料用チップとして木質バイオマス発電所に安定供給する取組を推進します。
- ・市町や住民団体などが一体となって、里山林の手入れによって搬出された木質バイオマスを地域の実情に応じて熱利用等を行えるよう、課題解決を支援します。

○小水力のエネルギー利用の促進

- ・地域に存在する未利用水力を活用した小水力発電については、経済性等を考慮した上で、普及を促進します。
- ・県営ダムの管理や水道事業などにおいて、潜在する水力エネルギーの有効活用を図り、小水力発電を推進します。

○その他エネルギーの有効利用

- ・廃棄物発電など、廃棄物をエネルギーとして利用する取組を推進します。
- ・下水道未利用エネルギーの有効活用として、汚泥消化ガス発電や汚泥の燃料利用を推進します。
- ・地中熱や風力など、幅広い再生可能エネルギーについて、環境や安全に配慮しながら、普及を促進します。

○再生可能エネルギーの利用（需要側）に着目した取組の検討

- ・電力などのエネルギーを利用する家庭や事業者が、再生可能エネルギーを容易に選択でき、需要を高めることができる取組を検討します。

【成果指標・参考指標】

成果指標項目	単位	基準値 (H25)	現状 (H28)	目標値 (R12)
太陽光発電設備導入容量	千kW	395	1,359(R1)	1,858
バイオマス発電設備導入容量	千kW	139	128(R1)	現状値より増加
廃棄物発電設備導入容量	千kW	64	68(R1)	現状値より増加

3 カーボンサイクルの推進

《関係する SDGs のゴール》



(1) 広島型カーボンサイクル構築に向けた取組の推進

《目指す姿（10年後）》

二酸化炭素を建設資材や燃料等の原材料として再利用する取組や農林水産業における利用の取組が加速しています。

産業活動から排出される二酸化炭素を効率的に回収するための取組が、実用に向けて広がりを見せています。

自然界における二酸化炭素吸収機能について、積極的に保全や拡大に取り組まれています。

《目指す姿（5年後）》

二酸化炭素を建設資材や燃料等の原材料として再利用する取組や農林水産業における利用の取組が進められています。

産業活動から排出される二酸化炭素を効率的に回収するための取組が進められています。

自然界における二酸化炭素吸収機能について、保全や拡大に取り組むための仕組みが検討されています。

【現状】

- 化石燃料の利用に伴う二酸化炭素の排出を大幅に低減していくことが求められる中、国が令和元（2019）年6月に閣議決定した「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」では、二酸化炭素を資源として捉え、分離・回収し、燃料や素材への再利用等を通じて、大気中への二酸化炭素排出を抑制していく CCS ・ CCU /カーボンリサイクルを推進することとしています。
- また、国が令和元（2019）年6月に作成した「カーボンリサイクル技術ロードマップ」においても、カーボンリサイクルは、世界の産学官連携の下で研究開発を進め、非連続的イノベーションを進める取組であり、省エネルギー、再生可能エネルギー、CCS などとともに、鍵となる取組の一つと位置付けています。
- 平成21（2009）年10月に国連環境計画（UNEP）の報告書では、海洋における炭素固定効果の重要性が指摘（ブルーカーボンと命名）されており、二酸化炭素吸収源対策として、ブルーカーボン生態系を活用する取組が進められつつあります。
- 本県では、大崎上島町において、高効率石炭火力発電から二酸化炭素を分離、回収する実証試験が進められているほか、カーボンリサイクル技術の早期実用化に向け、関連する各種の研究や技術開発に集中・横断的に取り組む実証研究拠点の整備が行われています。

【課題】

- カーボンリサイクル技術の多くが、いまだ要素技術の研究開発段階にあり、また、全般的に研究開発の難易度が高いことから、実用化まで時間がかかることが見込まれています。
- カーボンリサイクル技術については、グローバルな課題解決やSDGsの推進につながる可能性があり、環境、資源、エネルギー、農業、建築など様々な分野へ応用していく取組が求められています。
- 陸上や海洋を含む自然界において、カーボン（炭素）を循環させていく仕組みの構築が求められています。

【取組の方向】

○広島型カーボンサイクルの推進

- ・国は大崎上島をカーボンリサイクルに関する実証研究の拠点として整備することとしており、こうした国の新たな取組と一体となって、二酸化炭素を建設資材や燃料等の原材料として再利用する取組や農林水産業における利用の取組を推進するとともに、企業や研究開発機関などの誘致により、環境・エネルギー産業の企業や人材の集積を促進します。
- ・石油由来プラスチックからバイオマスプラスチック等への代替を促進し、カーボンニュートラルを推進します。
- ・海洋への二酸化炭素の固定化と海藻・海草類の有効利用を目的とした、ブルーカーボン（海洋生態系による炭素貯留）について、国の動向を踏まえながら、効果的な取組を検討します。
- ・カーボンが自然界や産業活動の中で様々な形で循環し、持続的に共生できる社会経済「カーボン サーキュラー エコノミー」の実現に向けた取組を推進します。

【成果指標・参考指標】

成果指標項目	単位	基準値 (H25)	現状 (H28)	目標値 (R12)
二酸化炭素の回収・再利用に係る研究開発事業の数	件	—	5※(R2)	現状値より増加(R7)
二酸化炭素の回収・再利用に係る実用化件数の数	件	—	1 (R2)	現状値より増加(R7)

※ 国のカーボンリサイクル関連予算を活用した技術開発のうち、広島県大崎上島町の実証研究拠点化に係るもの

(2) 森林吸収源対策の推進

《目指す姿（10年後）》

林業経営を通じた森林の持続的な経営管理を図るため、林業経営適地の集約化が図られ、経営力の高い林業経営者により県産材が安定的に生産される持続的な経営が行われています。また、生産された木材が生産から流通、加工、利用まで効率的に流れ、社会において有効な資源として利活用されています。

林業経営に適さない森林において、手入れ不足人工林の解消と所有者の施業意思のない森林等の公的管理が進んでいることや、地域住民等が継続的に里山林を活用しながら保全する体制が県内全域に拡大していることにより、森林の持つ公益的機能が持続的に発揮されています。

《目指す姿（5年後）》

林業経営を通じた森林の持続的な経営管理を図るため、林業経営適地の集約化等の生産基盤や、森林に関するデジタル情報基盤及び再造林を確実に実施するための技術基盤の整備が進むとともに、住宅以外の建築物の木造化や木質化、高付加価値な県産木材製品等が市場に浸透され始めるなど、新たな需要が確保されつつあります。

林業経営に適さない森林において、手入れ不足の人工林の集中的な整備と所有者の施業意思のない森林等の公的管理が行われていることや、地域住民等が里山林を活用しながら自発的に管理する取組が県内各地で行われていることにより、森林の持つ公益的機能が維持発揮されています。

【現状】

- 本県の森林面積は、県土面積の約7割に当たる611千ha（令和2（2020）年4月現在）で、そのうち民有林面積は562千haと、森林面積の92%を占めており、これらの森林の適正管理を通じた、二酸化炭素吸収源としての貢献が期待されています。
- 林業経営を通じた森林管理を進めるため、森林経営計画の作成や高性能林業機械の導入支援等に取り組んだほか、低コスト化や林業経営適地の特定など、森林資源経営サイクルが構築できるよう取組を実施しています。
- 併せて大規模製材工場等へ安定供給を行うなど有利販売や、県産材を利用する建築会社への支援など、生産された木材が資源として持続的に活用されるよう取組を実施しています。
- 林業経営に適さない森林において、ひろしまの森づくり事業などを通じ手入れ不足の人工林を8,547ha（H23～R1）間伐するとともに、ボランティア活動を含めた里山林の整備を推進しています。

【課題】

- 林業事業者が、林業を通じた持続的な経営管理を行うためには、林業を行う事業地の集約化が進んでいないことや、所有林管理に対する不安、採算の悪さから所有者の再造林への投資が進まないなど、長期的に安定した林業経営の確立に至っていません。
- 手入れ不足人工林の存在など森林の経営管理がなされていない森林がまだまだ存在しています。

【取組の方向】

○森林の経営管理の推進

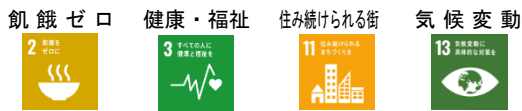
- ・ 林業経営適地の集約化を図り、経営力の高い林業経営者により県産材が安定的に生産される持続的な経営の確立を目指すことで林業経営を通じた森林の持続的な経営管理を図ります。
- ・ 林業経営に適さない森林において、手入れ不足の人工林の集中的な整備を図りつつ所有者の施業意思のない森林等の公的管理を推進するとともに、地域住民等が里山林を活用しながら自発的に管理する取組を推進します。

【成果指標・参考指標】

成果指標項目	単位	基準値 (H25)	現状 (H28)	目標値 (R12)
手入れ不足人工林の間伐面積	ha	—	617 (R1)	1,050 (R7)

4 気候変動を見据えた適応策の推進

《関係する SDGs のゴール》



《目指す姿（10年後）》

温暖化適応に係る情報収集を継続的に実施し、収集した情報を基に、事業者・県民などに対して適切な情報提供を行うとともに、県と事業者・県民などが連携・協働して、対策に取り組んでいます。

クールビズやクールシェアなど、生活における適応行動が生活の中に浸透しています。また、気候変動の進展状況、対策の取組状況や成果に応じて、県は対策の重要性の見直しを適時行っており、適応策の取組が普及拡大しています。

このような仕組みを通じて、生活の様々なところに気候変動の影響が及ぶことについて、正しい理解がされ、事業者・県民など全ての主体が対策に取り組むことにより、気候変動の悪影響が小さくなっています。

《目指す姿（5年後）》

温暖化適応に係る情報収集を実施し、収集した情報を基に、事業者・県民などに対して適切な情報提供を行うとともに、県や事業者・県民など様々な主体が、対策の必要性を検討しています。

クールビズやクールシェアなど、生活における適応行動が理解され、様々な主体が取組をしています。また、県は、対策の重要性が高い項目について、必要な適応策に取り組んでいます。

このような取組を通じて、生活の様々なところに気候変動の影響が及ぶことについて、事業者・県民などへの理解が進んでいます。

【現状】

- 近年、豪雨や、猛暑など、極端な気象が増加する傾向にあり、気候変動及びその影響が全国各地で現れ、さらに、今後、長期にわたり拡大するおそれがあります。広島県でも、平成 30（2018）年 7 月豪雨災害により、多くの犠牲者をもたらし、生活、社会、経済に多大な被害を与えました。個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような豪雨や、猛暑のリスクはさらに高まることが予測されています。
- 本県の平均気温は、昭和 55（1980）年～昭和 59（1984）年と平成 27（2015）年～令和元（2019）年の 5 年平均と比較すると、県内 5 地点で平均 1.6℃上昇しています。
- 地球温暖化その他の気候の変動（気候変動）に起因して、生活、社会、経済や自然環境へ気候変動影響が生じていること、さらにこれが長期にわたり拡大するおそれがあることから、平成 30（2018）年 6 月に、気候変動適応法が制定され、気候変動適応を推進し、現在と将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することが求められています。

【課題】

- 「日本における気候変動による影響に関する評価報告書」(平成 27 (2015) 年 3 月 中央環境審議会 地球環境部会気候変動影響評価等小委員会)において示された、気候変動適応における 7つの分野(農林水産業, 水環境・水資源, 自然生態系, 自然災害, 健康, 産業・経済活動, 国民生活)とそれぞれの項目における重大性, 緊急性, 確信度と広島県における現況を踏まえると, 優先順位が高い項目は次のとおりであり, これらの項目については, 特に, 情報収集等を含めた適応への取組が求められます。

図表 4-2 広島県における対策が必要な重要分野・項目

分野	大項目	小項目
農業・林業・水産業	農業	水稻, 果樹, 病害虫・雑草
自然生態系	分布・個体群の変動	在来種, 外来種
自然災害・沿岸域	河川	洪水
自然災害・沿岸域	沿岸	高潮・高波
自然災害・沿岸域	山地	土石流・がけ崩れ等
健康	暑熱	死亡リスク, 熱中症
健康	感染症	節足動物媒介感染症
県民生活・都市生活	その他	暑熱による生活への影響等(都市における熱ストレス・睡眠阻害, 不快感等)
基盤的施策(全般的な情報収集等)		

- 前記以外の項目についても, 継続的に情報収集し, 必要に応じて気候変動適応への取組を見直すことが求められます。

【取組の方向】

- 気候変動適応に係る情報の収集及び発信

- ・効率的な気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集, 整理, 分析及び提供並びに技術的助言を行うため, 気候変動適応法に基づく地域気候変動適応センターとして「広島県気候変動適応センター(仮称)」を設置します。
- ・重要分野・項目について, 継続的に現状を把握し, 適応策のあり方を検討します。また, 必要に応じて, 重要分野・項目を見直します。

○重要な分野・項目に係る適応策の推進

《農業》

- ・収穫量推移や技術相談内容をモニタリングし、必要に応じて、新品種の検討などを行います。
- ・水稻について、高温耐性品種「恋の予感」「あきさかり」を県奨励品種に位置付け普及します。
また、県試験機関において新たな高温耐性品種かつ多収性品種を選定します。
- ・果樹について、低温に弱いレモンの栽培適地が、温暖化により島しょ部から沿岸部に広がることを想定し、沿岸部水田の気象観測による栽培適地のマッピングに取り組みます。
- ・病害虫について、害虫の発生状況をモニタリングして適時に防除指導を実施します。

《自然生態系》

- ・イノシシやニホンジカなど、野生生物のモニタリングを継続して実施します。
- ・外来生物等の侵入・定着の防止や防除の促進を実施します。

《自然災害・沿岸域》

- ・「広島県『みんなで減災』県民総ぐるみ運動」により、災害から命を守るために適切に行動することができるよう県民、自主防災組織など、事業者、行政などが一体となって、災害時の被害をできる限り軽減する減災に取り組みます。
- ・洪水氾濫を未然に防ぐため、河道拡幅等のハード対策や堆積土砂等の除去を実施するとともに、住民の適切な避難行動につながるよう、水害リスクの正しい理解を深める取組や、よりきめ細やかな防災情報の提供等、ソフト対策の充実・強化を図ります。
- ・国などと連携して気候変動適応に係る情報を収集し、将来的に予測される平均海面水位の上昇量を加味した対策を検討します。
- ・土石流・がけ崩れ等の土砂災害に備え、ハード対策を着実に進めるとともに、気象変動による豪雨の頻発化・激甚化により、ハード整備の施設能力を超えた災害が起きることも想定されることから、災害リスクに対し適切な避難行動につなげるためのソフト対策を実施します。

《健康》

- ・熱中症の予防や対策について、リーフレットの配布等による普及啓発を実施します。
- ・デング熱について、SNS等の活用による普及啓発を実施します。

《県民生活・都市生活》

- ・都市における熱ストレス・睡眠阻害、不快感等について、広く周知、理解を図るとともに、クールビズ、クールシェアなどの運動などを推進します。

【成果指標・参考指標】

参考指標項目	単位	基準値 (H25)	現状 (H28)	目標値 (R12)
気候変動適応策の認知度	%	—	(R3 年度中に現状値を把握)	(現状値を踏まえ目標値を設定)
避難の準備行動ができている人の割合	%	—	13.6 (R1) ※ ¹	100
河川氾濫により床上浸水が想定される家屋数※ ²	戸	—	約18,000 (R2)	約16,000
土砂災害から保全される家屋数 《参考》保全対象戸数 (延べ数) : 約404,000戸 (R2)	戸	—	約116,000 (R2)	約135,000

※1 「令和元年度防災・減災に関する県民意識調査」において、「広島県『みんなで減災』県民総ぐるみ運動 行動計画」で掲げる5つの行動目標をすべて実践していると回答した人の割合

※2 河川毎に計画規模 (年超過確率 1/10~1/100 年) の洪水を想定

※ 地域気候変動適応計画について

- ・地域気候変動適応計画は、その区域における自然的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進を図るため、国の気候変動適応計画を勘案し、策定に努めるものとされています。
- ・国の計画では、「日本における気候変動による影響に関する評価報告書」（平成27（2015）年3月中央環境審議会 地球環境部会気候変動評価等小委員会）を参照し、次のとおり7分野／30大項目／60小項目に分類しています。
- ・この中で、「重大性」「緊急性」「確信度」の評価がなされており、いずれも優先順位が高いとされた項目は9項目です（**水稲、果樹、病害虫・雑草、在来種洪水、高潮・高波、死亡リスク、熱中症**）。
- ・地域気候変動適応計画策定マニュアル（環境省）によると、この分類から、地域において優先度の高い分野や項目を特定した上で適応策を検討することとされています。

図表 気候変動に関する分野／大項目／小項目

分野	大項目	小項目
農業・林業・水産業	農業	水稲 、野菜、 果樹 、麦・大豆・飼料作物等、畜産、 病害虫・雑草 、農業生産基盤
	林業	木材生産（人工林等）、特用林産物（きのこ類等）
	水産業	回遊性魚介類（魚類等の生態）、増養殖等
水環境・水資源	水環境	湖沼・ダム湖、河川、沿岸域及び閉鎖性海域
	水資源	水供給（地表水、地下水）、水需要
自然生態系	陸域生態系	高山帯・亜高山帯、自然林・二次林、里地・里山生態系、人工林、野生鳥獣による影響、物質収支
	淡水生態系	湖沼、河川、湿原
	沿岸生態系	亜熱帯、温帯・亜寒帯
	海洋生態系	海洋生態系
	生物季節 分布・個体群の変動	生物季節 在来種 、外来種
自然災害・沿岸域	河川	洪水 、内水
	沿岸	海面上昇、 高潮・高波 、海洋浸食
	山地	土石流・地すべり等
	その他	強風等
健康	冬季の温暖化	冬季死亡率
	暑熱	死亡リスク 、 熱中症
	感染症	水系・食品媒介感染症、節足動物媒介感染症、その他の感染症
	その他	複合影響、脆弱集団、非臨床的
産業・経済活動	製造業	製造業
	エネルギー	エネルギー需給
	商業	商業
	金融・保険	金融・保険
	観光業	レジャー
	建設業	建設業
	医療	医療
	その他	海外影響
県民生活・都市生活	都市インフラ・ライフライン等	水道・交通等
	文化・歴史などを感じる暮らし	生物季節・伝統行事・地場産業等
	その他	暑熱による生活への影響等（都市における熱ストレス・睡眠阻害・不快感等）

5 基盤づくりの促進

《関係する SDGs のゴール》



《目指す姿（10年後）》

県民は、環境学習や環境イベントへの参加を通じ、日頃から、地球温暖化対策に資するあらゆる賢い選択（COOL CHOICE）を意識しています。

県民・団体・事業者・行政などが相互に連携し、環境に配慮した地域づくりを協働して推進することにより、地球温暖化対策に係る新たな事業が立ち上がり、定着しつつあります。

都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進などが継続して実施され、低炭素型のまちづくりの仕組みが段階的に整っています。

地球温暖化対策の必要性について、県民や事業者は学習機会を通じて正しく理解するとともに、研究機関は、積極的にこの分野の研究に取り組んでいます。

こうした取組により、県民や事業者が環境問題を自らの問題として捉え、環境と経済・生活のどちらかではなくどちらも追求する社会となるよう、環境保全活動に取り組む人材が育成され、地域や企業において具体的な活動が行われています。

《目指す姿（5年後）》

県民は、環境学習や環境イベントへの参加を通じ、地球温暖化対策に資するあらゆる賢い選択（COOL CHOICE）について、理解しています。

県民・団体・事業者・行政などが相互に連携し、環境に配慮した地域づくりを協働して推進することにより、地球温暖化対策に係る新たな事業が検討されています。

都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進などにより、低炭素型のまちづくりが進められています。

県民や事業者が環境問題を学ぶ機会が充実しており、環境と経済・生活の両立が可能であると認識できています。

こうした取組により、環境保全活動に取り組む人材が育成され、リーダーとして各地域で地域や企業を巻き込んだ活動を進める基盤を整えつつあります。

【現状】

- 「広島県地球温暖化防止活動推進センター」と連携し、「地球温暖化防止地域協議会」の立ち上げ支援を実施しています。また、県民・団体・事業者・行政が相互に連携し、「ひろしま地球環境フォーラム」に構成団体として参画するとともに、事務局として、各種事業の共同実施、情報提供等の活動を支援するなどの取組を実施しています。
- 低炭素建築物の普及など、地域特性や地域資源を活かした低炭素型まちづくりを進める取組を推進しています。
- 総合技術研究所や県立広島大学において、LED技術の活用、LCA（ライフサイクルアセスメント）導入促進、地域課題の解決に向けた研究等を実施しています。

【課題】

- 活動主体の高齢化や少子化などにより、取組が十分に行えない事例が生じているほか、社会活動の多様化により、環境への取組が他の活動に埋没している面があります。
- 環境分野の研究開発については、引き続き地域ニーズに沿った課題解決に向けた取組が求められます。

【取組の方向】

○環境配慮の仕組づくりの促進

○地域における温暖化防止の取組を促進します。

- ・「広島県地球温暖化防止活動推進センター」と連携し、「地球温暖化防止地域協議会」の設立や活動、「地球温暖化防止活動推進員」の活動等について、地域課題に応じた支援を検討、実施します。
- ・ひろしま地球環境フォーラム等と連携して行う講演会やセミナー等を通じて、事業者等に対し、環境経営やSDGsに取り組むメリットなどを紹介することにより、事業者による取組を促進します。

○県民運動を推進します。

- ・環境月間（6月）等に合わせた啓発キャンペーンやイベントを行うほか、毎月第一土曜日の「ひろしま環境の日」の啓発・広報により実践行動への参加を呼びかけます。
- ・冷房時、室温28℃を目安に快適に過ごすことができるライフスタイル「クールビズ(COOL BIZ)」や暖房時の「ウォームビズ」を推進します。〔再掲〕
- ・新型コロナウイルスの影響による新たな生活スタイルを踏まえつつ、「クールシェア」など取組のあり方を検討し、推進します。〔再掲〕
- ・食料が手元に届くまでの輸送距離（フードマイレージ）が短く、地球温暖化防止の観点からも好ましい地産地消を推進します。
- ・県が実施するイベント等へのカーボンオフセットの導入を促進します。〔再掲〕

○低炭素型まちづくりの推進

- ・「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づき、一定の区域、基準に適合する、高い省エネルギー性能等を有する低炭素建築物の建築計画への認定制度の適切な運用により、都市の低炭素化を推進します。
- ・都市公園の整備や都市における緑化の推進により、都市環境を改善するとともに、自然的環境を創出し、快適で潤いのある生活環境の形成を図ります。
- ・土地区画整理事業などにおける緑地、公園等の確保を図ります。
- ・市町による「緑の基本計画」策定を支援します。

○環境学習，研究，開発の推進

- ・学校・地域や職場などにおける環境学習を推進します。
- ・成長が見込まれる環境・エネルギー分野の産業において，イノベーション環境の整備などを行います。
- ・複雑化・多様化する環境問題に適切に対応するため，県内の大学や県立総合技術研究所等が連携し，分野を越えた環境に関する融合的な研究等を推進します。調査・研究等の成果を広く公表し，その利用を促進します。

【成果指標・参考指標】

参考指標項目	単位	基準値 (H25)	現状 (H28)	目標値 (R12)
環境保全活動に取り組んでいる県民の割合	%	—	59.9 (R2)	65 (R5)
ひろしま地球環境フォーラム会員のうち，SDGs と関連付けて事業活動を行っている事業者の割合	%	—	29.7 (R1)	75 (R7)

第5章 計画の推進

温暖化対策を着実に進めていくためには、県民、事業者、各種団体、行政等の各主体がそれぞれの立場で責任と役割を果たしながら、連携・協働による取組を進めていくことが必要です。

本章では、これまで示してきた対策や施策を、効果的かつ効率的に推進するため、各主体の役割、推進体制及び計画の進行管理等について示します。

第1節 各主体の役割

1 県

- 地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策に関する計画を策定し、施策を実施します。
- 地球温暖化対策の実施に当たっては、県民、事業者、各種団体、広島県地球温暖化防止活動推進センター、市町と連携・協働して取り組みます。
- 市町による地球温暖化対策を促進するための技術的な助言その他の必要な支援・協力を行います。
- 県自らが事業者・消費者として、その事務事業において率先的に省エネルギー・省資源の取組を推進し、県が排出する温室効果ガスの削減に努めます。
- 広島県地球温暖化防止活動推進センター、広島県地球温暖化防止活動推進員等と連携して、県民、事業者、地域活動団体等に対する、情報提供、普及啓発、活動支援等を行います。

2 市町

- 住民に最も身近な基礎自治体として、地域における自然的・社会的特性を踏まえた施策を推進することが期待されます。
- 住民等への普及啓発に取り組むとともに、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画の策定・推進などを通じて、自らの事務事業における率先的取組を推進します。

3 県民

- 地球温暖化問題への理解を深め、環境家計簿をつけるなど二酸化炭素の排出量の把握に努め、日常生活におけるエネルギー利用方法の見直しや公共交通機関の利用などを通して、温室効果ガスの排出抑制の取組を自主的かつ積極的に進めるよう努めます。
- 物品やサービスの購入に際しては、県内産品や環境配慮型商品を選択するよう努め、省エネ・新エネ関連機器の購入、環境にやさしい製品やサービスの選択などを通じて、環境に配慮した消費生活を実践します。
- 環境学習や環境保全活動への参加などを通じて、地域における地球温暖化防止活動への積極的な参加・協働に努めます。

4 事業者

- 事業活動に伴う二酸化炭素の排出量の把握に努め、省資源や省エネルギー、再生可能エネルギーの利用などを通じて、事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制の措置を計画的かつ積極的に講ずるよう努めます。
- 自動車の使用に伴う環境への負荷の低減を図るため、自動車の効率的な使用や低公害車等の導入を計画的に進めます。
- 新エネルギー等環境配慮技術の研究開発を推進し、活用します。
- 環境負荷の少ない製品・サービスの提供に努めます。
- 県産品や環境配慮物品の選択的購入に努めます。

5 環境保全活動団体

- 環境保全に資する活動を自主的に行うとともに、それぞれが有する豊富な知識や経験等を基に、環境保全活動の実践の環を広げ、各主体をつなぐ役割を担うことが期待されます。

6 広島県地球温暖化防止活動推進員

- 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について、住民の理解を深めます。
- 県民に対し、必要に応じて日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置について調査し、指導及び助言を行います。
- 地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う県民や団体に対し、協力をします。

7 広島県地球温暖化防止活動推進センター

- 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について啓発活動及び広報活動を行います。
- 地球温暖化対策地域協議会に対して必要な支援を実施します。
- 地球温暖化防止活動推進員の養成、フォローアップを実施し、連携づくりを行います。
- 家庭におけるエネルギー使用量等の調査活動や結果の公開、省エネ活動の普及、メニューの研究などを実施します。

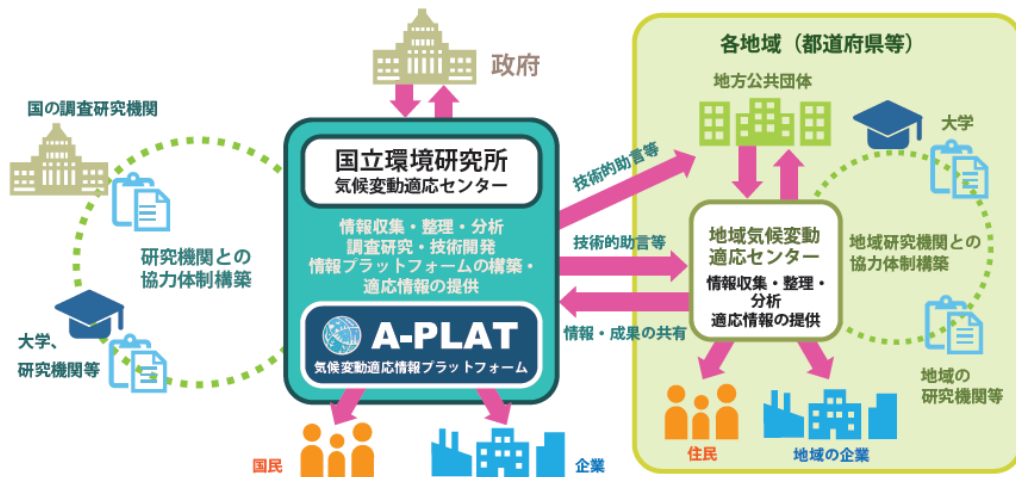
8 地球温暖化対策地域協議会

- 日常生活に関する温室効果ガスの排出量の抑制等に関し、必要となるべき措置について協議し、活動することが期待されます。

9 広島県気候変動適応センター（仮称）

- 広島県における気候変動適応を推進するため、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析、提供や技術的助言を行います。
- 国立研究開発法人国立環境研究所との間で、収集した情報と、これを整理、分析した結果の共有を図ります。

【気候変動適応センターの役割イメージ】



（出典：国立環境研究所パンフレット）

第2節 計画の推進体制と進行管理

1 推進体制

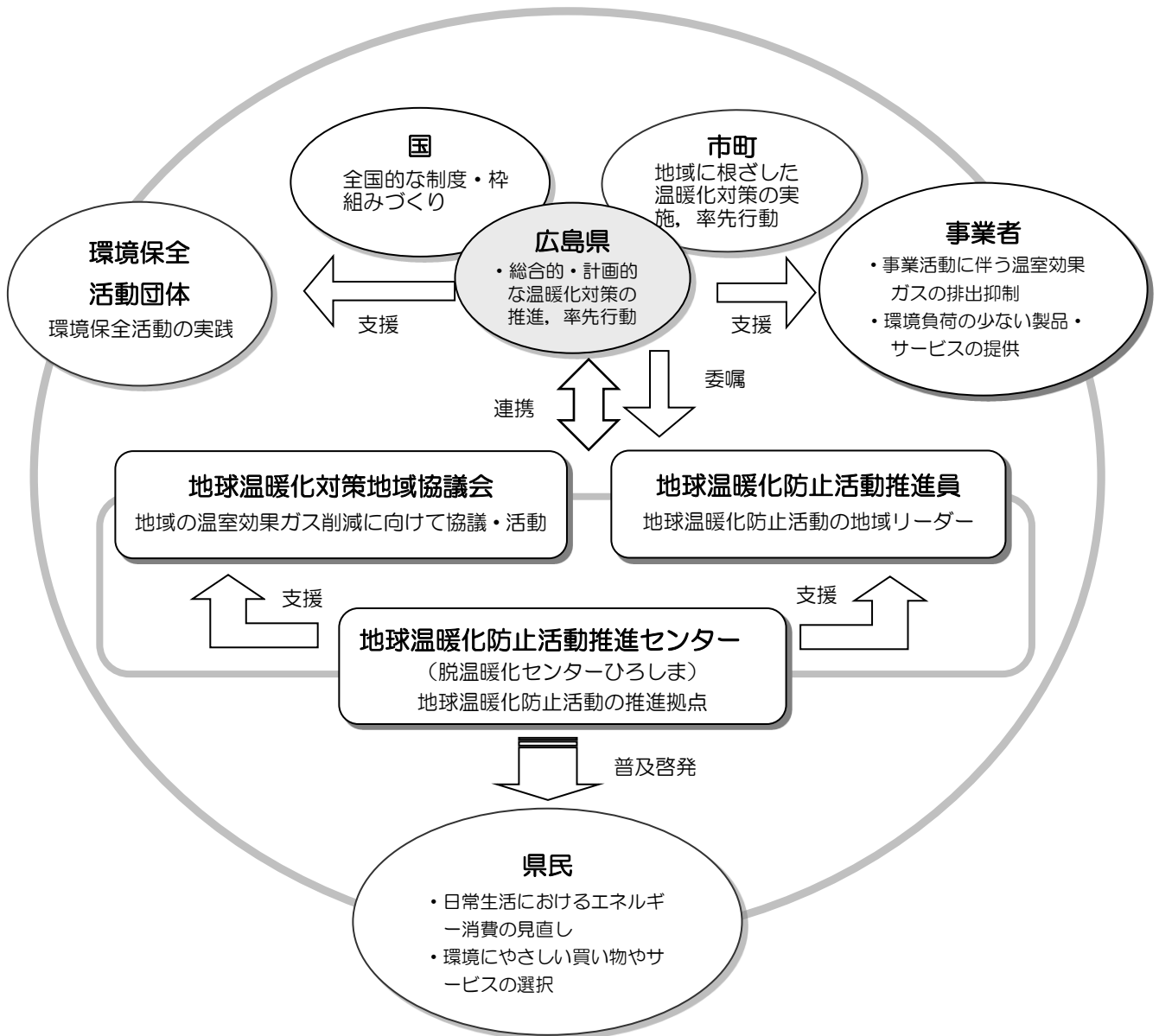
県民、事業者、地域団体等の各主体と連携・協働して、本計画を推進します。

広島県地球温暖化防止活動推進センターは、民生部門を中心とする活動拠点として、産業部門、運輸部門とも連携しながら、県民、事業者、市町等に対する普及啓発や助言等の温暖化防止活動の支援を行います。

県が委嘱する広島県地球温暖化防止活動推進員は、地域における地球温暖化防止活動のリーダーとして、県民への情報提供、普及啓発や指導助言を行います。

脱温暖化センターひろしま、温暖化防止活動推進員などによる普及啓発や実践活動を通じて、地球環境問題の理解を促し、県民一人ひとりの温暖化防止の取組を促進します。

図表 5-1 推進体制のイメージ



2 庁内の推進体制

課題に応じて、庁内関係課で構成する地球環境対策推進会議を開催し、関係部局相互の連携や施策の調整を図り、地球温暖化対策に関する施策を総合的、計画的に推進します。

3 計画の進行管理

「広島県環境基本計画」の「ネット・ゼロカーボン社会の実現に向けた地球温暖化対策の推進」の個別計画として、施策を推進していきます。

目指す姿を実現していくため、PDCAサイクルに沿ってマネジメントを行います。

施策・事業の実施状況は、毎年度把握し、環境白書を活用して、県民に公表します。

また、社会情勢の変化や新たな国の動向など、必要が生じた場合には、計画の見直しを行います。

参考資料

1 成果指標・参考指標の一覧

(1) 成果指標

成果指標項目	単位	基準値 (H25)	現状 (H28)	目標値 (R12)
二酸化炭素排出量 H25 比削減率 (産業部門)	%	— (4,094 万 t-CO ₂)	▲1 (4,040 万 t-CO ₂)	▲21 (3,231 万 t-CO ₂)
二酸化炭素排出量 H25 比削減率 (民生 (業務) 部門)	%	— (405 万 t-CO ₂)	▲10 (366 万 t-CO ₂)	▲34 (267 万 t-CO ₂)
二酸化炭素排出量 H25 比削減率 (運輸部門)	%	— (613 万 t-CO ₂)	▲5 (583 万 t-CO ₂)	▲15 (522 万 t-CO ₂)
二酸化炭素排出量 H25 比削減率 (民生 (家庭) 部門)	%	— (579 万 t-CO ₂)	▲11 (517 万 t-CO ₂)	▲31 (399 万 t-CO ₂)
二酸化炭素排出量 H25 比増加抑制率 (廃棄物部門)	%	— (45 万 t-CO ₂)	+5 (47 万 t-CO ₂)	+5 (47 万 t-CO ₂)
その他ガス排出量 H25 比削減率	%	— (167 万 t-CO ₂)	+16 (194 万 t-CO ₂)	▲19 (134 万 t-CO ₂)
太陽光発電設備導入容量	千 kW	395	1,359 (R1)	1,858
バイオマス発電設備導入容量	千 kW	139	128 (R1)	現状値より増加
廃棄物発電設備導入容量	千 kW	64	68 (R1)	現状値より増加
二酸化炭素の回収・再利用に 係る研究開発事業の数	件	—	5* (R2)	現状値より増加 (R7)
二酸化炭素の回収・再利用に 係る実用化件数の数	件	—	1 (R2)	現状値より増加 (R7)
手入れ不足人工林の間伐面積	ha	—	617 (R1)	1,050 (R7)

※ 国のカーボンリサイクル関連予算を活用した技術開発のうち、広島県大崎上島町の実証研究拠点化に係るもの

(2) 参考指標

参考指標項目	単位	基準値 (H25)	現状 (H28)	目標値 (R12)
電力使用量 H25 比削減率 (民生 (業務) 部門)	%	— (17,076TJ)	▲8 (15,792TJ)	▲24 (12,399TJ)
温室効果ガス削減計画書において、 前年度より原単位等が改善した事業者 (R3~R12)	%	—	57 (H30)	70
県のグリーン購入調達率	%	96.8	88.3 (R1)	100 (R7)
次世代自動車導入割合	%	8.1	17.8 (H30)	40
年間渋滞損失時間	万時間	—	4,500 (R1)	3,000
電力使用量 H25 比削減率 (民生 (家庭) 部門)	%	— (23,711TJ)	▲7 (22,251TJ)	▲24 (18,013TJ)
一定の省エネルギー対策を講じた住宅ストックの比率	%	20.6	23.9 (H30)	38 (R7)
廃プラスチック類の再生利用率	%	53.8	64.3 (H30)	76.4 (R7)
気候変動適応策の認知度	%	—	(R3 年度中に現状値を把握)	(現状値を踏まえ目標値を設定)
避難の準備行動ができている人の割合	%	—	13.6 (R1) ※ ¹	100
河川氾濫により床上浸水が想定される家屋数※ ²	戸	—	約 18,000 (R2)	約 16,000
土砂災害から保全される家屋数 《参考》保全対象戸数 (延べ数) : 約 404,000 戸 (R2)	戸	—	約 116,000 (R2)	約 135,000
環境保全活動に取り組んでいる県民の割合	%	—	59.9 (R2)	65 (R5)
ひろしま地球環境フォーラム会員のうち、SDGs と関連付けて事業活動を行っている事業者の割合	%	—	29.7 (R1)	75 (R7)

※1 「令和元年度防災・減災に関する県民意識調査」において、「広島県『みんなで減災』県民総ぐるみ運動 行動計画」で掲げる5つの行動目標をすべて実践していると回答した人の割合

※2 河川毎に計画規模 (年超過確率 1/10~1/100 年) の洪水を想定

2 施策体系ごとの実施施策と SDGs の対応表

 施策体系		1	2	3	4	5
		省エネルギー対策等の推進	再生可能エネルギーの導入促進	カーボンサイクルの推進	気候変動を見据えた適応策の推進	基盤づくりの促進
	貧困をなくそう					
	飢餓をゼロに				○	
	すべての人に健康と福祉を				○	
	質の高い教育をみんなに					○
	ジェンダー平等を実現しよう					
	安全な水とトイレを世界中に					
	エネルギーをみんなにそしてクリーンに	◎	◎			
	働きがいも経済成長も	○	○	○		○
	産業と技術革新の基盤をつくろう	○	○	◎		○
	人や国の不平等をなくそう					
	住み続けられるまちづくりを	○	○		○	○
	つくる責任 つかう責任	○		○		○
	気候変動に具体的な対策を				◎	
	海の豊かさを守ろう					
	陸の豊かさも守ろう			◎		○
	平和と公正をすべての人に					
	パートナーシップで目標を達成しよう					○

【記号について】 ◎：メインのゴール， ○：関連するゴール

3 温室効果ガスの推計方法

(1) 現況排出量の推計方法 (CO₂)

【産業部門】

区分	推計方法
製造業	・大規模事業者については「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」の公表値によって把握し、中小事業者については出荷額で拡大推計。
鉱業・建設業	・「都道府県別エネルギー消費統計」を使用。
農林水産業	
エネルギー産業	・電気事業については発電事業者の自家消費量。 ・ガス事業についてはガス事業者の自家消費量。 ・熱供給事業については「都道府県別エネルギー消費統計」を使用。
工業プロセス	・鉄鋼業およびセメント製造業での石灰消費量に排出係数を乗じる。

【民生家庭部門】

区分	推計方法
灯油	・世帯あたり購入数量に世帯数と世帯人員補正係数を乗じる。
LPG	
都市ガス	・販売量の実績値を用いる。
電気	・「都道府県別エネルギー消費統計」を使用。

【民生業務部門】

区分	推計方法
都市ガス	・販売量の実績値を用いる。
電力	・「都道府県別エネルギー消費統計」を使用。
灯油	・延床面積に原単位(床面積当たりのエネルギー消費量)を乗じる。
軽油	
ガソリン	
重油	
LPG	
液化天然ガス	
消化ガス	
熱	

【運輸部門】

区分	推計方法
自動車	・保有台数に中国地方の原単位を乗じる。
鉄道	・鉄道会社全体の排出量を営業キロ数で按分
船舶	・内航旅客については全国値を乗降人員数で按分 ・内航貨物については全国値を出入貨物トン数で按分
航空	・広島空港と広島西空港での燃料消費量の国内便分を計上。 ・国内便分については、発着便数と1便あたり燃料消費量(全国の空港種別平均)から推計。

【廃棄物部門】

区分	推計方法
一般廃棄物	・一般廃棄物焼却処理量にプラスチック組成率，固形分割合，炭素含有率を乗じる。
産業廃棄物	・廃油，廃プラ，廃タイヤの焼却処理量に排出係数を乗じる。
特別管理 産業廃棄物	・廃油の焼却処理量に排出係数を乗じる。 ・感染性廃棄物の減量化量にプラスチック組成割合，炭素含有率，燃焼率を乗じる。

(2) 現況排出量の推計方法 (CH₄)

【エネルギー起源 CH₄】

区分	推計方法
燃料燃焼	・産業および民生の燃料消費量に排出係数を乗じる。
自動車	・保有台数に原単位を乗じる。
鉄道	・ディーゼル消費量に排出係数を乗じる。
船舶	・燃料消費量に排出係数を乗じる。
航空	・発着回数に原単位を乗じる。

【非エネルギー起源 CH₄】

区分	推計方法
廃棄物焼却	・一般廃棄物については，炉種別の焼却処理量に排出係数を乗じる。 ・産業廃棄物については，廃油，廃プラ，木くず，紙くず，繊維くず，汚泥，動物性残渣の焼却処理量に排出係数を乗じる。
廃棄物埋立	・食物くず，木くず，紙くず，繊維くず，有機性汚泥（下水汚泥，し尿処理汚泥，浄水汚泥），製造業有機物の最終処分量に排出係数を乗じる。
廃棄物堆肥化	・下水汚泥，し尿処理汚泥の堆肥化量に排出係数を乗じる。
排水処理	・下水処理水量に排出係数を乗じる。 ・し尿処理施設の種類別処理量に排出係数を乗じる。 ・浄化槽の種類別処理人口に排出原単位を乗じる。
水田	・作付面積に排出原単位を乗じる。
畜産（飼養）	・牛，豚，馬，羊，山羊の飼養頭数に排出原単位を乗じる。
畜産（排泄物）	・牛，豚，馬，羊，山羊，鶏の飼養頭羽数に排出原単位を乗じる。

(3) 現況排出量の推計方法 (N₂O)

【エネルギー起源 N₂O】

区分	推計方法
燃料燃焼	・産業および民生の燃料消費量に排出係数を乗じる。
工業プロセス	・「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」の公表値を使用。
自動車	・保有台数に原単位を乗じる
鉄道	・ディーゼル消費量に排出係数を乗じる。
船舶	・燃料消費量に排出係数を乗じる。
航空	・発着回数に原単位を乗じる。

【非エネルギー起源 N₂O】

区分	推計方法
廃棄物焼却	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物については、炉種別の焼却処理量に排出係数を乗じる。 ・産業廃棄物については、廃油、廃プラ、木くず、紙くず、繊維くず、汚泥、動物性残渣の焼却処理量に排出係数を乗じる。
排水処理	<ul style="list-style-type: none"> ・下水処理水量に排出係数を乗じる。 ・し尿処理施設の種類別処理量に排出係数を乗じる。 ・浄化槽の種類別処理人口に排出原単位を乗じる。
畑	<ul style="list-style-type: none"> ・作物種別の耕地面積に排出原単位を乗じる。
畜産(排泄物)	<ul style="list-style-type: none"> ・牛、豚、馬、羊、山羊、鶏の飼養頭羽数に排出原単位を乗じる。

(4) 現況排出量の推計方法（代替フロン等）

【HFCs】

区分	推計方法
HFC 製造	<ul style="list-style-type: none"> ・「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」の公表値を適用
家庭用冷蔵庫（製造）	<ul style="list-style-type: none"> ・全国値を厨房機器製造業出荷額で按分。 ・2009年度以降は2008年度の値に、「日本国温室効果ガスインベントリ報告書」より、冷蔵庫及び空調由来のHFC排出量の増加割合を乗じる。
家庭用冷蔵庫（使用・廃棄）	<ul style="list-style-type: none"> ・全国値を保有台数（世帯数×地域別保有率）で按分。 ・2009年度以降は2008年度の値に、「日本国温室効果ガスインベントリ報告書」より、冷蔵庫及び空調由来のHFC排出量の増加割合を乗じる。
家庭用エアコン（製造）	<ul style="list-style-type: none"> ・全国値を空調・住宅関連機器製造業出荷額で按分。 ・2009年度以降は2008年度の値に、「日本国温室効果ガスインベントリ報告書」より、冷蔵庫及び空調由来のHFC排出量の増加割合を乗じる。
家庭用エアコン（使用・廃棄）	<ul style="list-style-type: none"> ・全国値を保有台数（世帯数×地域別保有率）で按分。 ・2009年度以降は2008年度の値に、「日本国温室効果ガスインベントリ報告書」より、冷蔵庫及び空調由来のHFC排出量の増加割合を乗じる。
業務用冷凍空調（製造）	<ul style="list-style-type: none"> ・全国値を冷凍機・温湿調整装置製造業出荷額で按分。 ・2009年度以降は2008年度の値に、「日本国温室効果ガスインベントリ報告書」より、冷蔵庫及び空調由来のHFC排出量の増加割合を乗じる。
業務用冷凍空調（使用・廃棄）	<ul style="list-style-type: none"> ・全国値を卸小売、デパート・スーパー、飲食店のエネルギー消費量で按分。 ・2009年度以降は2008年度の値に、「日本国温室効果ガスインベントリ報告書」より、冷蔵庫及び空調由来のHFC排出量の増加割合を乗じる。
カーエアコン（製造）	<ul style="list-style-type: none"> ・全国値を自動車部分品・附属品製造業出荷額で按分。 ・2009年度以降は2008年度の値に、「日本国温室効果ガスインベントリ報告書」より、冷蔵庫及び空調由来のHFC排出量の増加割合を乗じる。
カーエアコン（使用・廃棄）	<ul style="list-style-type: none"> ・全国値を自動車保有台数で按分。 ・2009年度以降は2008年度の値に、「日本国温室効果ガスインベントリ報告書」より、冷蔵庫及び空調由来のHFC排出量の増加割合を乗じる。
半導体（製造時使用）	<ul style="list-style-type: none"> ・全国値を集積回路製造業出荷額で按分。 ・2009年度以降は2008年度の値に、「日本国温室効果ガスインベントリ報告書」より、半導体由来のHFC排出量の増加割合を乗じる。

【HFCs（続き）】

区分	推計方法
ウレタンフォーム（製造）	<ul style="list-style-type: none"> ・全国値を軟質プラスチック製造業出荷額で按分。 ・2009年度以降は2008年度の値に、「日本国温室効果ガスインベントリ報告書」より、発泡剤由来のHFC排出量の増加割合を乗じる。
高発泡ポリエチレンフォーム（製造）	
押出發泡ポリスチレンフォーム（製造）	
エアゾール（製造）	<ul style="list-style-type: none"> ・全国値を圧縮ガス・液化ガス製造業出荷額で按分。 ・2009年度以降は2008年度の値に、「日本国温室効果ガスインベントリ報告書」より、エアゾール由来のHFC排出量の増加割合を乗じる。
エアゾール（使用）	<ul style="list-style-type: none"> ・全国値を人口で按分。 ・2009年度以降は2008年度の値に、「日本国温室効果ガスインベントリ報告書」より、エアゾール由来のHFC排出量の増加割合を乗じる。
医療用ガス（使用）	

【PFCs】

区分	推計方法
溶剤（使用）	<ul style="list-style-type: none"> ・全国値を電気機械器具製造業出荷額で按分。 ・2009年度以降は2008年度の値に、「日本国温室効果ガスインベントリ報告書」より、溶剤由来のPFC排出量の増加割合を乗じる。
半導体（製造時使用）	<ul style="list-style-type: none"> ・全国値を集積回路製造業出荷額で按分。 ・2009年度以降は2008年度の値に、「日本国温室効果ガスインベントリ報告書」より、半導体由来のPFC排出量の増加割合を乗じる。

【SF₆】

区分	推計方法
マグネシウム鋳造（製造時使用）	<ul style="list-style-type: none"> ・全国値を非鉄金属ダイカスト製造業出荷額で按分。 ・2009年度以降は2008年度の値に、「日本国温室効果ガスインベントリ報告書」より、マグネシウム製造由来のSF₆排出量の増加割合を乗じる。
半導体（製造時使用）	<ul style="list-style-type: none"> ・全国値を集積回路製造業出荷額で按分。 ・2009年度以降は2008年度の値に、「日本国温室効果ガスインベントリ報告書」より、半導体由来のSF₆排出量の増加割合を乗じる。
電気設備（絶縁ガス使用）	<ul style="list-style-type: none"> ・全国値を電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業の出荷額の合計額で按分。 ・2009年度以降は2008年度の値に、「日本国温室効果ガスインベントリ報告書」より、電気設備由来のSF₆排出量の増加割合を乗じる。

【NF₃】

区分	推計方法
半導体（製造時使用）	<ul style="list-style-type: none"> ・「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」の公表値を適用

<出典>

- 「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」(環境省)
- 「工業統計 産業編」(経済産業省)
- 「都道府県別エネルギー消費統計」(資源エネルギー庁)
- 「ガス事業年報」(資源エネルギー庁)
- 「家計調査」(総務省)
- 「国勢調査」(総務省)
- 「EDMC エネルギー経済統計要覧」(省エネルギーセンター)
- 「固定資産の価格等の概要調書」(総務省)
- 「経済センサス」(経済産業省)
- 「公共施設状況調書」(広島県)
- 「広島県統計年鑑」(広島県)
- 「文部統計要覧」(文部科学省)
- 「学校基本調査」(文部科学省)
- 「地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル(区域施策編)(Ver 1.0)」(環境省)
- 「自動車保有車両数月報」(自動車検査登録情報協会)
- 「自動車輸送統計年報」(国土交通省)
- 「鉄道統計年報」(国土交通省)
- 「JR 西日本ホームページ」(JR 西日本)
- 「総合エネルギー統計」(資源エネルギー庁)
- 「港湾調査年報」(国土交通省)
- 「航空輸送統計年報」(国土交通省)
- 「航空管理状況調」(国土交通省)
- 「暦年・年度別 航空管理状況調書」(国土交通省)
- 「一般廃棄物処理実態調査」(環境省)
- 「産業廃棄物の排出・処理状況調査」(環境省)
- 「畜産物流通統計」(農林水産省)
- 「めん羊統計」(畜産技術協会)
- 「山羊統計」(畜産技術協会)
- 「作物統計」(農林水産省)
- 「たばこの耕作について」(全国たばこ耕作組合中央会)
- 「日本国温室効果ガスインベントリ報告書」(温室効果ガスインベントリオフィス)

4 用語解説

- あ行 -

- ISO14001

「国際標準化機構」(International Organization for Standardization)が正式名称。平成8(1996)年に発行され、組織活動、製品及びサービスの環境負荷の低減といった環境パフォーマンスの改善が継続的に運用されるシステム(環境マネジメントシステム)を構築するために要求される規格。

- IoT

Internet of Things の略。これまで主にパソコンやスマートフォンなどの情報機器が接続していたインターネットに、産業用機器から自動車、家電製品までさまざまな「モノ」をつなげる技術。

- IPCC (気候変動に関する政府間パネル)

国連気候変動に関する政府間パネル(Intergovernmental Panel on Climate Change)のこと。人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、昭和63(1988)年に国連環境計画(UNEP)と世界気象機関(WMO)により設立された組織。

- 安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン

「将来にわたって、『広島に生まれ、育ち、住み、働いて良かった』と心から思える広島県の実現」を基本理念にした、新たな広島県づくりを推進するためのビジョン(令和2(2020)年10月策定)。

- ESG 投資

従来の財務情報だけでなく、環境(Environment)・社会(Social)・ガバナンス(Governance)要素も考慮した投資のこと。

- AI

Artificial Intelligence(人工知能)の略。コンピュータがデータを分析し、推論・判断、最適化提案、課題定義・解決・学習などを行う、人間の知的能力を模倣する技術を意味する。

- エコアクション21

ISO(国際標準化機構)規格をベースに環境省が策定した、システム構築や維持費用が安価な、中小企業にも取り組みやすい環境マネジメントシステム。

- エコカー

少ない燃料で走ることができるハイブリッド自動車、大気を汚さないクリーンな燃料で走る自動車、走行時に排気ガスをまったく出さない電気自動車など、環境にやさしい自動車のこと。

- エコドライブ

二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための環境に配慮した運転。具体的には、駐停車時に原動機を停止させる(アイドリング・ストップ)、経済速度で走る、無駄な荷物を積まない、無駄な空ぶかしをやめる、急発進・急加速・急ブレーキを止める、マニュアル車は早めにシフトアップする、渋滞などをまねく違法駐車をしない、エアコンの使用を控えめにするなどがあげられる。

- エコラベル(環境ラベル)

製品の環境側面に関する情報を提供するもので、1)「エコマーク」など第三者が一定の基準

に基づいて環境保全に資する製品を認定するもの、2) 事業者が自らの製品の環境情報を自己主張するもの、3) ライフサイクルアセスメント (LCA) を基礎に製品の環境情報を定量的に表示するもの等がある。

- エネファーム

家庭用燃料電池コージェネレーションシステムの愛称。都市ガスなどを改質して水素を取り出し燃料電池で発電するとともに、発電時の熱を利用して水を加熱し給湯などに利用。

- エネルギー管理指定工場等

エネルギー使用量が一定以上である工場等で、省エネ法において各々がエネルギー指定管理工場等の指定を受けたもの。エネルギー使用量 (原油換算値) が 3,000 kℓ/年度以上の場合に第一種、1,500 kℓ/年度以上 3,000 kℓ/年度未満の場合に第二種になる。

- エネルギー消費原単位

エネルギー効率を表す値で、一定の製品やサービスの供給に要した電力・熱などのエネルギー消費量のこと。温暖化対策を進める観点から、ここでのエネルギー消費原単位には、再生可能エネルギーなど、二酸化炭素を排出しないエネルギーを含めないものとして扱うこととしている。

- 汚泥消化ガス

下水処理により発生する汚泥を嫌気性発酵 (メタン発酵) させることにより発生するガス。下水処理場内での熱源や発電等への有効活用が広まってきている。

- 温室効果ガス

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。京都議定書による第二約束期間 (2013 (平成 25) ~ 2020 (令和 2) 年) から追加された三フッ化窒素のほか、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の 7 物質が温室効果ガスとして排出削減対象となっている。

- か行 -

- 化石燃料

動物や植物の死骸が地中に堆積し、長い年月の間に変成してできた有機物の燃料のことで、主なものに、石炭、石油、天然ガスなどがある。

- カーボンオフセット

日常生活や事業活動において排出された二酸化炭素について、削減困難な排出量を植林など別の事業による削減・吸収によって埋め合わせ (相殺) する考え方。

- カーボンリサイクル

二酸化炭素 (CO₂) を炭素資源 (カーボン) と捉え、これを回収し、多様な炭素化合物として再利用 (リサイクル) すること。

- 環境マネジメントシステム

企業等の事業組織が法令等の規制基準を遵守するだけでなく、自主的、積極的に環境保全のために取る行動を計画・実行・評価するためのシステム。

- 気候変動に関する政府間パネル (IPCC) の第 5 次評価報告書

平成 26 (2014) 年に発表された気候変動に関する IPCC の最新の科学的知見をまとめた報告書。

- 気候変動枠組条約

地球温暖化がもたらすさまざまな悪影響を防止するための国際的な枠組を定めた条約。温室効果ガスの排出・吸収の目標、温暖化対策の国別計画の策定等を締約国の義務としている。
- 吸収源

二酸化炭素などの温室効果ガスを吸収する森林や海洋のこと。
- 京都メカニズム

他国での排出削減プロジェクトの実施による排出削減量等をクレジットとして取得し、自国の議定書上の約束達成に用いることができる制度。
- 京都議定書

先進国の温室効果ガス排出量について、法的拘束力のある数値目標が各国ごとに設定され、先進国全体で、平成 20（2008）年から平成 24（2012）年までの約束期間に、削減基準年の排出量から 5.2%削減することが約束された。
- クールシェア

エアコンの使い方を見直し、涼を分かち合う取組。家庭では、複数のエアコン使用をやめなるべく 1 部屋に集まる工夫をしたり、公園や図書館などの公共施設を利用することで涼をシェアするなど、1 人あたりのエアコン使用を見直すことがクールシェアの考え方。
- グリーンコンシューマー

環境に配慮した行動をする消費者。
- コージェネレーション（システム）

熱源より電力と熱を生産し供給するシステムの総称であり、国内では「コージェネ」又は「熱電併給」と呼ばれる。
- COP

Conference of the Parties の略。条約に関する締約国会議のこと。気候変動枠組条約締約国会議のほか、生物多様性条約、ラムサール条約などの締約国会議も COP という。

－ さ行 －

- 里地里山

環境省では「都市域と原生的自然との中間に位置し、様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落をとりまく二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域概念」と定義。
- 里山

市街地等で従来から林産物の栽培、肥料、炭の生産等に利用されてきた森林。近年身近な自然として評価されているが、所有者による維持管理が困難な状況となっている場合も多い。
- 省エネ法

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」の略称。石油危機を契機として昭和 54（1979）年に制定された法律であり、「内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため、工場等、輸送、建築物及び機械器具等についてのエネルギーの使用の合理化に関する所要の措置、電気の需要の平準化に関する所要の措置その他エネルギーの使用の合理化等を総合的に進めるために必要な措置を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与すること」を目的としている。

- 消化ガス発電

下水道汚泥の嫌気性発酵により発生する、メタンを主成分とする可燃性ガス（消化ガス）を燃料として発電を行うこと。消化ガスは、バイオガス的一种。
- 森林吸収源

二酸化炭素などの温室効果ガスを吸収する森林のこと。京都議定書で、森林による二酸化炭素吸収量を温室効果ガスの削減量に算入することが認められた。
- J-クレジット制度

省エネルギー機器の導入や森林経営などの取組による、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度。
- 次世代自動車

窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車のことで、燃料電池自動車（FCV）、電気自動車（EV）、天然ガス自動車（CNG）、ハイブリッド自動車（HV）、プラグインハイブリッド自動車（PEV）、クリーンディーゼル自動車（CDV）などを指す。
- 水素

新エネルギーとして注目されており、さまざまな資源からつくることができ、エネルギーとして利用してもCO₂を出さないなどの特徴がある。燃料電池車や家庭用燃料電池「エネファーム」などに使用されている燃料電池は、水素から電気をつくりだしている。
- スマートコミュニティ

ITと蓄電池の技術を活用し、従来コントロールを行うことが困難であった需要サイドを含め、電力の需給管理を行う技術（スマートグリッド）を確立するとともに、電気だけでなく熱も含めてこれらの取組を面的に広げ、地域単位でエネルギー管理を行う分散型エネルギーシステム。
- スマートメーター

一定時間ごとの電気使用量を計測する機能や通信機能を備えた新しい電気メーター。

－ た行 －

- 太陽電池

太陽光発電の中核をなす半導体であり、光のエネルギーを直接電気に変換できるよう、材料や構造に工夫が加えられたダイオード。現在はシリコン系が主流であるが、化合物系、有機物系などがあり、エネルギー変換効率の向上などのため、研究・開発が進められている。
- 地球温暖化係数

各温室効果ガスの地球温暖化をもたらす効果の程度を、二酸化炭素（CO₂）の当該効果に対する比で表したものの。
- 地球温暖化対策地域協議会

「地球温暖化対策推進法」の規定に基づき、地方公共団体、地球温暖化防止活動推進員、地球温暖化防止活動推進センター等が温室効果ガスの削減に向けた措置等について協議を行うために設置されたもの。
- 地球温暖化防止活動推進員

「地球温暖化対策推進法」の規定に基づき、地球温暖化対策の推進に熱意と見識を有する者の中から知事が委嘱した者。

- 長期優良住宅

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、劣化対策、耐震性、維持管理・更新の容易性、可変性、バリアフリー性、省エネルギー性、居住環境への配慮、住戸面積及び維持保全計画の各項目について認定基準を満たし、着工前に所管行政庁の認定を受けた住宅。

- DX

Digital transformation の略で、「デジタルによる変革」の意味。AI や IoT、ビッグデータなどのデジタル技術を活用して仕事や暮らし、社会に大きな変革をもたらすと考えられている。

- 電力固定価格買取制度（FIT）

平成 24（2012）年 7 月に施行された「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づき、再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）を用いて発電された電力を、国が定める固定価格で、一定期間、電気事業者に調達を義務付ける制度。

- 特別管理産業廃棄物

産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもの。

- 特化係数

広島県の業種別構成比を全国の構成比と比較した指数。産業構造が全国平均と比較してどの程度偏りを持っているかを示す。

（特化係数）＝当県の業種別構成比／全国の業種別構成比

- トップランナー基準

省エネ法に基づき、自動車の燃費基準や電気・ガス石油機器（家電・OA 機器等）等の省エネルギー基準を、各々の機器においてエネルギー消費効率が現在商品化されている製品のうち、最も優れている性能以上にするという考え方。

－ な行 －

- 熱回収（サーマルリサイクル）

廃棄物等から熱エネルギーを回収すること。廃棄物の焼却に伴い発生する熱を回収し、発電をはじめ、施設内の暖房・給湯、温水プール、地域暖房等に利用。

- ネット・ゼロカーボン社会

二酸化炭素などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、再利用等による除去量とが均衡した、温室効果ガス排出実質ゼロの社会。

－ は行 －

- バイオマス

もともと生物（bio）の量（mass）のことだが、再生可能な生物由来の有機性エネルギーや資源（化石燃料は除く）をいう。

- パーク&ライド

都心の外周部や都市周辺部の鉄道駅等の駐車場を活用し、そこから都心部まで公共交通機関を利用すること。

- ヒートアイランド現象

都市化の進展に伴い、コンクリートやアスファルト等の地表面被覆の増加や緑地の減少とともに、空調機器や自動車からの排熱が増加することにより、都市部の気温が郊外に比べて高くなる現象。

- ひろしま環境の日

地球温暖化防止のため、県民一人ひとりのエコ意識の高揚を図り、実践行動を促すことを目的として、平成 22 (2010) 年 6 月から毎月第一土曜日を「ひろしま環境の日」として定め、「エコドライブ・エコ通勤」、「エコな買い物」、「省エネ生活」などを呼びかけている。

- 広島県環境基本条例

環境保全について、基本理念を定め、広島県、事業者及び県民の責務を明らかにし、環境保全に関する施策の基本事項を定め、施策を総合的、計画的に推進し、現在、将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与し、人類の福祉に貢献することを目的とした条例で、平成 7 (1995) 年に制定された。

- 広島県グリーン購入方針

環境への負荷の少ない物品等（環境物品等）の購入に向けた本県の方針。国や地方公共団体が率先して環境物品等の購入を進めることにより、環境物品等の需要が増え、企業は環境物品等の開発・生産を積極的に行い、より多様な環境物品等をより低価格で入手することが可能となるなど需要面からの取組を促進し、環境への負荷の少ない社会を構築していくため策定。

- 広島県地球温暖化防止活動推進センター

「地球温暖化対策推進法」の規定に基づき、地域における普及啓発活動の拠点として知事が指定するもので、本県では平成 12 (2000) 年 4 月 1 日に（一財）広島県環境保健協会を指定。

- ひろしま地球環境フォーラム

広島県の県民、団体、事業者、行政が相互に連携・協働しながら、環境にやさしい地域づくりを進める環境保全推進組織。

- 広島型カーボンサイクル

二酸化炭素 (CO₂) を炭素資源（カーボン）と捉え、広島県の強みを生かしながら、生産活動における再利用や、海洋中で CO₂ に分解される海洋生分解性プラスチック等の普及促進などにより、海洋を含む地球上において、炭素を循環させる仕組み。

- フロン類

炭化水素にフッ素が結合した化合物（フルオロカーボン）。CFC（クロロフルオロカーボン）と HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）はオゾン層破壊物質。HFC（ハイドロフルオロカーボン）は塩素を持たないためオゾン層を破壊しない物質だが、温室効果ガスの一つである。なお、フロン排出抑制法では、オゾン層保護法に規定された CFC 及び HCFC 並びに地球温暖化対策推進法に規定された HFC を対象として、規制を行っている。

- HEMS

Home Energy Management System の略。家庭で使うエネルギーを節約するための管理システム。家電や電気設備とつないで、電気やガスなどの使用量をモニター画面などで「見える化」したり、家電機器を「自動制御」したりすることが可能となる。

- BEMS

Building Energy Management System の略。ビルの機器・設備等の運転管理によってエネルギー消費量の削減を図るためのシステム。（人感センサーや自動調光などによる室内環境の自動

管理や、機器設備・配管等の温度・流量・圧力などのデータを収集して、運転管理者に対して評価を表示するなど)。

- ら行 -

- ライフサイクルアセスメント (LCA)

Life Cycle Assessment の略で、特定の製品が生産から消費・使用、廃棄までのライフサイクルを通じて環境に与える影響を評価する方法。